

総合自動車保険

約款のしおり

普通保険約款・特約

<はじめに>..... 1

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>..... 1

<ご契約後にご注意いただきたいこと>..... 1

1. 契約締結後における留意事項..... 1

2. 契約の中断制度..... 2

3. 解約と解約返戻金..... 2

4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係..... 2

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い..... 3

<事故を起こされた時のご注意>..... 3

1. まず、ご連絡を..... 3

2. 必ずご相談を..... 4

3. 被害者には誠意をもって..... 4

<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>..... 4

<保険金をお支払いしない主な場合>..... 6

<補償される運転者の範囲>..... 7

1. 運転者年齢条件..... 7

2. 運転者の範囲に関する特約..... 7

<保険料および割引制度>..... 7

1. 保険料の決定の仕組み..... 7

2. その他、保険料の割引制度..... 7

<ノンフリート等級別料率制度について>..... 8

1. ノンフリート等級別料率制度について..... 8

2. 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について..... 9

<ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて>..... 9

<普通保険約款および特約の適用について>..... 9

1. 総合自動車保険・普通保険約款の適用について..... 9

2. 総合自動車保険・特約の適用について..... 9

<保険用語のご説明>..... 10

<総合自動車保険・普通保険約款>..... 11

用語の定義..... 11

第1章 対人賠償条項..... 12

第2章 対物賠償条項..... 14

第3章 人身傷害条項..... 15

第4章 搭乗者傷害条項..... 17

第5章 車両条項..... 18

第6章 基本条項..... 19

<総合自動車保険・特約>..... 32

(1) 運転者本人・配偶者限定特約..... 32

(2) 運転者本人限定特約..... 32

(3) 運転者年齢限定特約..... 32

(4) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約..... 32

(5) 自損事故傷害特約..... 33

(6) 無保険車傷害特約..... 34

(7) 人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約..... 36

(8) ファミリー一般傷害特約（家族型）..... 36

(9) ファミリー一般傷害特約（夫婦型）..... 39

(10) ファミリーアウトドア傷害特約（家族型）..... 41

(11) ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）..... 43

(12) 搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約..... 46

(13) 搭乗者傷害の育児費用補償特約..... 46

(14) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約..... 46

(15) 車両危険限定補償特約..... 47

(16) レンタカー費用補償特約（実損払）..... 47

(17) 事故付随費用補償特約..... 48

(18) 身の回り品補償特約..... 49

(19) 他車運転危険補償特約..... 50

(20) 自動車事故弁護士費用等補償特約..... 51

(21) 対物超過修理費用補償特約..... 54

(22) ファミリーバイク特約（賠償損害）..... 55

(23) ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）..... 55

(24) ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）..... 56

(25) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約..... 57

(26) 新車特約..... 59

(27) 自転車運転者損害賠償責任補償特約..... 60

(28) 車両保険の免責金額に関する特約..... 62

(29) 保険料分割払特約..... 63

(30) 保険料分割払の追加保険料に関する特約..... 64

(31) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約..... 65

(32) 保険証券の不発行に関する特約..... 65

(33) スマート継続手続特約..... 66

<三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約>..... 67

<特約一覧>..... 71

三井ダイレクト損害保険株式会社

「au自動車ほけん」は、三井ダイレクト損害保険株式会社を引受保険会社とする自動車保険の呼称です。

<はじめに>

この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」は、au 自動車ほけんのご契約に伴う大切なことごとらについてご説明したものです。ご一読のうえ、内容をご確認くださいようお願いいたします。ご確認ください後は、保険証券（注）とともに大切に保管してください。

また、保険証券の内容につきましても必ずご確認ください。万一お申込み内容と相違しておりますら、ただちに三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）のお客さまセンターまでご連絡ください。

【重要事項説明書】において、この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照いただくこととしている項目には、マークを記載しています。

（注）e サービス（証券不発行）特約をセットされている方は、「保険証券」を「My ホームページ」に掲載する契約情報の内容」と読み替えます。以下同様とします。

2020 年 4 月 1 日に施行される民法の改正により、法定利率が変更されます。これに伴い、逸失利益等の損害額の算出に用いるライプニッツ係数を変更する予定です。現在の普通保険約款・特約の記載にかかわらず、2020 年 4 月 1 日以降に発生した事故は、変更後のライプニッツ係数を使用する予定です。詳細については、当社ホームページ（<https://www.mitsui-direct.co.jp/>）をご参照ください。

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

- ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。
保険契約者は次のいずれにも該当する方に限っております。
 - ・日本国内にお住まいの個人の方
 - ・現在、所有・使用のお車のうち、保険を付けているお車またはバイクの合計台数が今回ご契約されるお車を含めて 9 台以下の方※保険を付けているお車が 10 台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。
 - 記名被保険者をご確認ください。
主に運転される方に相違ありませんか？
記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。以下 (a) ～ (d) のうち、お申込み時に満 18 歳以上の、ご契約のお車を日常主に運転される方となっているか、ご確認ください。
 - (a) 保険契約者本人
 - (b) 保険契約者の配偶者
 - (c) 「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の未婚の子
 - (d) その他、保険契約者の 6 親等以内の個人
 - ご契約のお車をご確認ください。
車検証（自動車検査証）の内容と相違していませんか？
当社では、用途・車種が「自家用 6 車種」のお車を引受けの対象としており、主に以下の場合などは対象外となります。
 - ・改造車、有償で貨物を運ぶ車 など
 - ・登録番号標（ナンバープレート）が白地かつ分類番号の上 1 桁が「1」「4」の場合でダンプ装置のあるもの使用目的区分が使用実態と相違していませんか？
 - 車両保険をセットされている場合、車両所有者をご確認ください。
車両保険金を受け取る方は車両所有者になります。車検証の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方（注）になっているか、ご確認ください。
（注）所有権留保条項付売買契約の場合、車検証に記載されている所有者（自動車販売会社等）となります。
 - 運転者の範囲に関する特約、運転者年齢条件をご確認ください。
補償範囲以外の運転者は保険の対象になりませんので、ご注意ください。
 - 補償種類と保険金額等の欄をご確認ください。
各補償種類の内容は後述の普通保険約款または特約でご確認ください。（注）
 - その他特約／割増引の欄をご確認ください。
特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は後述の「<保険料および割引制度> 2. その他、保険料の割引制度」でご確認ください。（注）
- （注）保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述の「特約一覧」とあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

- 契約締結後における留意事項
- （1）通知義務など

特にご注意ください

- (A) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項（通知事項）の変更がある場合には遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によってご通知が遅滞する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
- (a) ご契約のお車の用途・車種、登録番号（登録番号に準ずるものを含む。）（注）
- (b) ご契約のお車の使用目的

使用目的	基準
1) 業務使用	年間を通じて週 5 日以上または月 15 日以上業務に使用する場合
2) 通勤・通学使用	上記 1) に該当せず、年間を通じて週 5 日以上または月 15 日以上通勤・通学に使用する場合 ※通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合があります。また、家族等を送迎する場合も含まれます。例えば、幼稚園（保育園・保育所を除きます。）への送迎は通学にあたります。
3) 日常・レジャー使用	上記 1) および 2) のいずれにも該当しない場合

- ※「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点）以降 1 年間をいいます。
- (注) 用途・車種の変更により、自家用 6 車種、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）以外に変更し当社の引受範囲外となった場合（「自家用普通乗用車」から「営業用タクシー」等）にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。なお、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続を行うことができます。（継続契約のお引受けはできませんのでご注意ください。）
- (B) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。
- (a) ご契約のお車と同一の用途・車種（注）の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合やご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い車両所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合（ご契約のお車の入替）
- ※入替の対象となるのは、下記 1) または 2) のお車です。
- 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したお車
 - A) 入替前のお車の所有者
 - B) 入替前のご契約の記名被保険者
 - C) 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者
 - D) 入替前の「ご契約の記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。
 - 入替前のお車が廃車、譲渡または返還され、その時点で上記 1) の A) ～ D) のいずれかに該当する方が所有（所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。）するお車
- (注) 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。
- <お車の入替を適用できる用途・車種区分>

【入替前】	【入替後】
自家用普通乗用車	→ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→ 自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン 超 2 トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン 超 2 トン以下) (注)
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)	→ 特種用途自動車 (キャンピング車) (注)

- (注) 保険契約締結後、お車の入替等により自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続を行うことができます。（継続契約のお引受けはできませんのでご注意ください。）

<お車の入替における自動補償>

- お車の入替の対象が上記 1) のお車である場合には、新たに取得したお車の取得日より 30 日以内に入替のお手続きをされた場合に、その取得日から当社が入替を承認するまでの期間について、新たに取得したお車をご契約の対象車とみなしてお取り扱いします。
- ただし、新たなお車を取得すると同時にご契約のお車を廃車、譲渡または返還された場合に限りします。
- (b) ご契約のお車を譲渡する場合（このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合）
- (c) 記名被保険者が変更になる場合
- (d) 年齢条件を変更する場合（運転者年齢条件を満たさない方が運転される場合）
- (e) 上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合
- (C) お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。また、住所変更に伴いご契約のお車の「登録番号」

が変更となる場合には、必ずご通知ください。(上記 (A) をご参照ください。)

(2) ご契約内容の変更に関する留意事項



ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください(「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただけます)。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

※通知事項(「(1) 通知義務など (A)」をご参照ください。)に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率(注)と次の算式を用いて計算します。

追加保険料 = { (新条件による年間保険料) - (旧条件による年間保険料) } × 未だ経過していない期間に対応する短期率(注)
返還保険料 = { (旧条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) } × (1 - 既に経過した期間に対応する短期率(注))

(注) 短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。
【短期率】

期間	7日迄	15日迄	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
期間	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

<「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

増額・減額となる保険料 = (追加保険料または返還保険料) ÷ 未だ経過していない期間に応じた分割回数

- ※1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が30,000円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただけます。
- ※2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還いたします。
- ※3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) ご契約が満期になった場合の留意事項

当社の自動車保険は1年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合またはお引き受けできない場合があります。

2. 契約の中断制度

お車を廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転動等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たなご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定のノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定される「中断制度」があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)から13ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、出国日が中断日から6ヶ月を超えるときも、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

(1) 中断制度	国内中断 ご契約のお車を長期手放すために一時的にご契約を中断する場合	海外中断 記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合
(2) 中断証明書発行の主な条件	A) 中断後の新たなご契約の等級(次回適用するノンフリート等級)(注1)が7~20等級であること B) 中断されるご契約の満期日または解約日までにご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還(注2)されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において車検証が効力を失っていること等	A) 中断後の新たなご契約の等級(次回適用するノンフリート等級)(注1)が7~20等級であること B) 記名被保険者の海外への出国日が、中断されるご契約の満期日または解約日から6ヶ月以内の日であること C) 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること
(3) 中断後の新たなご契約の主な条件	新期日が契約の中断日の翌日から10年以内、かつご契約されるお車が新規取得自動車であり、その登録日の翌日から1年以内であること	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日より前であること

(注1) 次の等級をいいます。(保険期間が1年のご契約の場合)

【中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合】

中断されるご契約のノンフリート等級から1つ上がった等級

(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間から「1年」減算)

※ただし、中断されるご契約の始期日から中断日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級

(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間と同一)

【中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合】

後述の<ノンフリート等級別利率制度について>の【ノンフリート等級の決定方法】により決定された等級

(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、後述の<ノンフリート等級別利率制度について>の【事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間)

(注2) 貸主に返還とは、1年以上を期間とする賃貸契約により借入れたリースカーについてリース業者(リース契約に基づき、自動車を有償で貸渡すことを業としている者をいいます。)に返還することをいいます。

※中断されるご契約のお車と同一の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)に限りです。(前述の「1. 契約締結後における留意事項(1) 通知義務など」をご参照ください。)

3. 解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合お客さまにとって不利な取扱い(注)になりますので、ご契約はぜひ継続することを検討ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注) 解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率(「1. 契約締結後における留意事項(2) ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。)を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係



補償は、保険料領収日(月払の場合は初回に払い込みいただく保険料の領収日)または始期日のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのない場合はご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(「1年払」でご契約の場合)

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2)「月払」でご契約の場合

		初回（お申込み時）		2回目以降	
		領収日	払い込みいただく保険料	領収日	払い込みいただく保険料
初めて自動車保険をご契約される方、中断制度をご利用してご契約される方(注1)(10回払)			月払保険料の3ヶ月分	始期月(注2)の翌々月以降(9回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)	月払保険料
現在他社でご契約されている方(11回払)		カード利用の承認がなされた日	月払保険料の2ヶ月分	始期月(注2)の翌月以降(10回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)	
現在当社でご契約されている方	始期月(注2)の前々月以前にお申込みの場合(12回払)(注3)		月払保険料	始期月(注2)以降(11回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)	
	上記以外の場合(11回払)		月払保険料の2ヶ月分	始期月(注2)の翌月以降(10回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)	

(注1) 中断証明書の発行会社が当社以外の場合または中断証明書に記載の発行事由が「海外特則」の場合、当社 Web サイトからのご契約および月払はご利用いただけません。
(注2) 始期月とは、始期日の属する月をいいます。
(注3) 前々月の末日にお申し込みいただいた場合は11回払となります。
※1 「月払」は当社 Web サイトからお申し込みいただいた場合にご利用いただけます。
※2 月払保険料は、次の算式で計算します。なお、月払保険料が30,000円超となる場合、月払はご利用いただけません。
月払保険料＝年払保険料×(1+0.08)×1/12 (円位四捨五入)

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

<事故を起こされた時のご注意>

1. まず、ご連絡を

- (1) 事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救護措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかないと、支払われる保険金が増減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。
- (2) その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。
- (A) 事故の状況
(B) 被害者の住所・氏名
(C) 目撃者のある場合は、その住所・氏名
(D) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- (3) 保険金のご請求時に提出いただく書類について 
- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。－が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
- ※4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いがありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

補償種類 保険金請求に必要な書類 保険金請求書 公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	1. 相手方への補償			2. おケガの補償				3. お車の補償
	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約		車両保険
	●	●	●	●	●	●		●
	●	●	●	●	●	●		●

所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類（被害物が盗難された場合）	－	－	－	－	－	●	
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	－	●	－	－	－	－	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	－	●	－	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	－	●	●	●	●	－
お支払いする保険金の額に関する被保険者と当社との協議内容を示す書類	－	－	－	－	●	－	－
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	●	－	－	－	－	－	－
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類	●	●	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●	●	●

運転免許証の内容が有効であることを示す書類	●	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●
当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	●	●	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	●	－	●	－
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車傷害保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を当社へご通知いただく書類	－	－	－	－	●	－

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（〔代理請求人制度〕）。

■当社は、保険金請求に必要な書類（注１）をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注２）を終えて保険金をお支払いします。（注３）

（注１） 保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。

〔代理請求人制度〕をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注２） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注３） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前にご相談ください。

（１）事故にあったお車を修理される場合

修理に着手する前に必ず当社の承認を得てください。なお、部分品（バンパーなど）の損傷などお車が補修可能な場合は、原則として補修していただきます。当社が承認をする前に修理に着手された場合、または補修可能な場合に部品交換による修理をされたときには、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

（２）被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社にご相談ください。当社の承認なく保険契約者（被保険者）自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

〔示談交渉〕

対人および対物に関連する賠償事故が起きた場合には、当社は被保険者と相手方（被害者）と示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引き受けします。〔示談交渉を行うことができない場合〕

・対人事故において、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

・対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合

・被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合

・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合

・相手方が当社との交渉に同意されない場合

（３）損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払できないことがあります。

（４）自動車事故弁護士費用等補償特約について、損害賠償請求を弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合
委任契約書の提出等により、委任契約の内容について、必ず事前に当社の承認を得てください。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等のできる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>



詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
賠償	対人賠償保険（普通保険約款・対人賠償条項）※自動セット ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方 1 名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します（注）。万一の場合に備え、補償は「保険金額無制限」での引受となりますので、1 名あたりの支払額や 1 事故あたり支払額に限度額はありません。
	お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには 10 万円を対人賠償保険の保険金とは別格でお支払いします。
賠償	対物賠償保険（普通保険約款・対物賠償条項）※自動セット ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1 事故あたり、保険金額を限度として補償します（注）。

（注） 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別格で当社の承認した金額をお支払いします。

人身傷害保険（普通保険約款・人身傷害条項） 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は遺失利益などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者 1 名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、搭乗中のみ補償特約（人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約）をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のお車に搭乗中の方のみに限定されます。（この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。）（注 1）
	搭乗者傷害保険（普通保険約款・搭乗者傷害条項） ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から 180 日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金：被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします（注 2）。 ・後遺障害保険金：被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4 ～ 100％）を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者の方が 5 日以上入院または通院された場合は一律 10 万円、5 日未満の場合は一律 1 万円をお支払いします。
	医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
無保険車傷害特約※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに 2 億円を限度に補償します。 ※無保険車と、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
自損事故傷害特約※人身傷害保険をセットしない場合にセット可能。	単独事故（ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故）など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金：被保険者の方が死亡された場合、1,500 万円をお支払いします（注 2）。 ・後遺障害保険金：被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて 50 ～ 2,000 万円をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者の方が入院された場合は 1 日につき 6,000 円、通院された場合は 1 日につき 4,000 円をそれぞれお支払いします。ただし、1 事故につき 100 万円を限度とします。

（注 1） ○：補償されます ×：補償されません

事故の種類 契約タイプ 一般タイプ 搭乗中のみタイプ	ご契約のお車に搭乗中の事故	他人のお車、バス、タクシーに搭乗中の事故	歩行中等の自動車事故
	○	○	○
	○	×	×

- ※ 1 「他人のお車」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車以外のお車のうち、用途・車種が家用 6 車種、家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。また、被保険者の使用者の所有するお車をその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。
- ※ 2 「バス、タクシーに搭乗中の事故」にはバス、タクシーを運転中の事故は除きます。
- ※ 3 「歩行中等の自動車事故」とは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

（注 2）搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1 回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故傷害特約の場合は 1,500 万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

車 両	車両保険 （普通保険約款・車両条項） 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険金とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、保険金額の 10％または 15 万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※ 1 車両危険限定補償特約をセットした「限定タイプ」の場合は、その特約をセッしない「一般タイプ」に比べ、単独事故や相手の車を確認できない事故が対象外となる等、補償の範囲が限定されます。（注） ※ 2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。 車両全損時臨時費用保険金：全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の 10％（ただし、20 万円限度）をお支払いします。 ※ 新車特約で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
	車対車免責ゼロ特約（車両保険の免責金額に関する特約）	相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1 回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。
	身の回り品補償特約 ※車両保険をセッした場合にセッ可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、日常生活の用に供するために個人が所有する身の回りに生じた損害について、1 事故につき保険金額を限度に補償します。
	事故付随費用補償特約 ※車両保険をセッした場合にセッ可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ・臨時宿泊費用：臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1 事故につき 1 名ごとに 1 泊 1 万円を限度にお支払いします。 ・臨時帰宅費用：合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するために負担する交通費について、1 事故につき 1 名ごとに 2 万円を限度にお支払いします。 ・搬送・引取費用：損傷の修理が完了していないご契約のお車を、修理工場等から自宅近くの他の修理工場等まで運搬する費用、または損傷の修理が完了したご契約のお車を、修理工場等から自宅等の引取場所まで運搬する費用を、1 事故につき 10 万円を限度にお支払いします。

新車特約 ※車両保険をセッし、満期日のご契約のお車の初度登録または初度検査から 61 か月以内の日である場合にセッ可能。	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・お車を買ひ替えた場合 ・買い替えたお車の取得価額（車両本体価格＋付属品の価格＋消費税） ・お車を修理した場合 修理費 ※ 1 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・お車を修理できない場合。 ・修理費が車両保険金額以上となる場合。 ・普通保険約款車両条項の損害の額（修理費等）が新車保険金額の 50％以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じている場合に限りま。 ※ 2 次の場合は、新車保険金額ではなく、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・事故日の翌日から 90 日以内にお車の買替および修理をしない場合。 ・ご契約のお車が盗難された場合。 ※ 3 取得価額が、普通保険約款車両条項の損害の額（修理費等）を下回る場合は、その損害の額（修理費等）を取得価額として車両保険金をお支払いします。 車両全損時臨時費用保険金：上記保険金を支払うべき損害でお車を買ひ替えた場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として新車保険金額の 10％（ただし、20 万円限度）をお支払いします。 ※ 車両保険で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
---	---

（注）○：補償されます ×：補償されません
△：他の車（登録番号等、運転者または所有者住所・氏名）が確認できた場合のみ補償

事由	契約タイプ 一般タイプ 限定タイプ
火災・爆発、台風、洪水、高潮	○ ○
盗難、落害、いたずら、飛来中・落下中の他物との衝突	○ ○
他の車（原付を含む）との衝突・接触	○ △
他の車（原付を含む）以外との衝突・接触（車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突、歩行者・自転車との事故 など）	○ ×
あて逃げ	○ ×

その他	保険・特約の名称	補償の内容
	弁護士費用補償特約 （自動車事故弁護士費用等 補償特約）	記名被保険者もしくはそのご家族の方、ご契約のお車に搭乗中の方またはご契約のお車の所有者（注 1）が、自動車被害事故（相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故）で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用（注 2）（注 3）について、実際に負担された金額をお支払いします。（ただし、着手金、報酬金等の費用ごとの限度額は、当社普通保険約款・特約に定める「弁護士費用保険金支払限度額」に従い、1 事故につき被保険者 1 名ごとに 300 万円限度とします。）また、法律相談費用（注 3）についても、1 事故につき被保険者 1 名ごとに 10 万円を限度にお支払いします。 （注 1）ご契約のお車の所有者については、ご契約のお車の自動車被害事故の場合に限りま。 （注 2）委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。 （注 3）当社の同意を得て負担した費用に限りま。
	ファミリー傷害特約 「アウトドアタイプ」：ファミリーアウトドア傷害特約（家族型）、ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型） 「ワイドタイプ」：ファミリー一般傷害特約（家族型）、ファミリー一般傷害特約（夫婦型） ※人身傷害保険（「一般タイプ」に限りま。）をセッした場合にセッ可能。	記名被保険者またはそのご家族（注 1）の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故（注 2）によって傷害を被り、平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができなくなり、または平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり保険金をお支払いします。 ・入院保険金：入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1 日につき 5,000 円をお支払いします。ただし、事故の日から 60 日以内の入院・治療に限りま。 ・通院保険金：通院により医師の治療を受けた場合、1 日につき 1,000 円をお支払いします。ただし、事故の日から 60 日以内の通院で、30 日分を限度とします。 （注 1）「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合は記名被保険者またはその配偶者が対象となります。 （注 2）人身傷害保険のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。 ※ 「アウトドアタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります。

- (b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車牽引することにより生じた損害または危害
(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または危害
(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または危害

【車両保険の免責金額】

車両保険には免責金額（事故による保険金の一部を自己負担とする取扱い）があり、免責金額を定額とする方式と増額になる方式（2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式）があります。詳しくは当社お客さまセンターにお問い合わせください。また、ご契約の免責金額につきましては、保険証券にてご確認ください。なお、ご契約の条件によっては設定できないパターンもありますのでご了承ください。

<補償される運転者の範囲>

1. 運転者年齢条件

「運転者年齢条件」が適用される方（注）のうち、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に応じて「運転者年齢条件」を設定した場合、「運転者年齢条件」を満たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。

	運転される方の年齢			
運転者年齢条件	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
年齢を問わず補償	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	○

○：補償されます ×：補償されません

（注）「運転者年齢条件」が適用される方は下記(A)～(D)のとおりです。下記(A)～(D)以外の方（友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など）は、設定した「運転者年齢条件」にかかわらず補償されます。

- (A) 記名被保険者
(B) 記名被保険者の配偶者
(C) 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
(D)(A)～(C)までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

2. 運転者の範囲に関する特約

補償の対象となる運転者の範囲が、以下のとおり限定されます。

運転される方	(1) 記名被保険者	(2) 記名被保険者の配偶者	(3) (1)、(2)以外の方
セットする特約			
なし	○	○	○
運転者本人・配偶者限定特約	○	○	×
運転者本人限定特約	○	×	×

○：補償されます ×：補償されません

<保険料および割引制度>

1. 保険料の決定の仕組み

保険料は、以下(1)～(7)のような要素等や後述の「2. その他、保険料の割引制度」によって決定されます。

当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを随時行っており、保険料は予告なく変更となる場合があります。また、記名被保険者の年齢や型式別料率クラス（毎年見直しを行います。）が変わることにより、料率改定や前契約の事故がなくてもご継続の際に保険料が高くなる場合があります。

(1) ノンフリート等級別料率制度

後述の<ノンフリート等級別料率制度について>をご参照ください。

(2) 記名被保険者年齢別料率区分

運転者年齢条件が「21歳以上補償」「26歳以上補償」または「35歳以上補償」の場合は、始期日の記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。（ただし、お車の使用目的が業務使用の場合を除きます。）

(3) 型式別料率クラス制度

お車の用途・車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する制度です。料率クラスは、補償種類（対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険・搭乗者傷害保険、車両保険）ごとに決定されます。自家用普通乗用車および自家用小型乗用車は1～17クラスの17段階、自家用軽四輪乗用車は1～3クラスの3段階になり、数値が大きいくほど保険料は高くなります。

(4) 使用目的

お車の主な使用目的に応じて保険料を算出しています。保険料は、「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」で異なります。（各使用目的の内容は、前述の「<ご契約後にご注意いただきたいこと>」1. 契約締結後における留意事項(1)通知義務等」をご参照ください。）

(5) 運転免許証の色

始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色（「ゴールド」、「ブルー」、「グリーン」）に応じて保険料が異なります。

(6) 地域区分（ご契約のお車の登録地）

ご契約のお車の登録番号（ナンバープレート）の運輸支局名に基づく次の7つの地域区分に応じて、保険料が異なります。

「北海道」、「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿・中国」、「四国」、「九州・沖縄」

(7) 前年走行距離区分

申込日時点から過去1年間の、ご契約のお車の走行距離実績に基づく次の8つの距離区分に応じて、保険料が異なります。

「3,000km以下」、「3,000km超 5,000km以下」、「5,000km超 7,000km以下」、「7,000km超 10,000km以下」、「10,000km超 12,000km以下」、「12,000km超 15,000km以下」、「15,000km超 20,000km以下」、「20,000km超」

2. その他、保険料の割引制度

※各割引の割引率は適用対象となる補償種類とそうでない補償種類があるため、契約条件等によって、実際にご契約いただくお客さまの保険料の割引率とは異なる場合があります。

(1) 運転者限定割引

運転される方を記名被保険者とその配偶者に限定、または、記名被保険者本人のみに限定することで、保険料をそれぞれの限定の仕方に応じて割り引きます。

(2) インターネット契約割引

当社 Web サイトからお申込み・ご契約いただいた場合に、保険料を割り引きます。割引額は当社 Web サイトでご確認ください。

(3) 継続割引

継続のご契約（前契約が当社の場合）については、当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を以下のとおり割り引きます。（この割引は、当社 Web サイトからのお申込み・ご契約かどうかにかかわらず、上記「(2) インターネット契約割引」とは別に、適用されます。）

継続回数（注）	1回目	2回目	3回目以降
割引率	1.0%	1.5%	2.0%
名称	はじめて継続割引	2回目継続割引	長期継続割引

（注）初めてのご継続の場合、1回目となります。

(4) eサービス（証券不発行）割引

当社 Web サイトからお申込み・ご契約いただく際にeサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を500円（注）割り引きます。また、eサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合において、契約者情報について通信事業者等からの連携情報があるときは、初年度に限り、保険料を1,000円（注）割り引きます。

（注）月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。

(5) ご紹介割引

au自動車ほけんの保険契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書（注1）またはお電話でお手続きいただいた場合（注2）において所定の要件を満たすときは、初年度に限り、保険料を2,000円割り引きます。
（注1）お見積りまたはお見積前に、au自動車ほけんの保険契約者等からご紹介いただいた旨をご連絡いただき、当社からお送りする、本割引を適用した保険料が表示された申込書兼確認書にてお手続きいただいた場合に限りです。
（注2）したがって、本割引はインターネット契約割引との併用はできず、au自動車ほけん以外の当社の自動車保険でのお引受けとなります。

(6) セカンドカー割引

新たに取得された2回目以降のお車について初めてご契約いただく場合において、以下の条件をすべて満たすときは、セカンドカー割引が適用され、7(S)等級でのお引受けとなります。

(A) 2回目以降のお車の保険契約の始期日に、11等級以上の1台目の有効な保険契約があること。

(B) 2回目以降のお車の保険契約の記名被保険者および車両所有者が個人であること。
(C) 2回目以降のお車の保険契約の記名被保険者が、1台目の保険契約の記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族のいずれかであること。

(D) 2回目以降のお車の保険契約の車両所有者が、1台目の保険契約の車両所有者、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族のいずれかであること。

(E) 1台目のお車の用途・車種が、自家用6車種、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかであること。

(7) 新車割引

お車の用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合において、お車が新車（始期日の属する月が、お車の初年度登録年月の翌月から49か月以内である場合をいいます。）のときは、保険料を割り引きます。

(8) ASV割引

ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で、所定のAEB（衝突被害軽減ブレーキ）（注）が装着されており、ご契約のお車の型式の発売年月が「ご契約の保険始期日の属する年から3年前の4月以降」である場合は、保険料を割り引きます。

（注）メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正のAEB（衝突被害軽減ブレーキ）に限りです。

(9) 長期無事故割引

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件を満たすときに保険料を2.0%割り引きます。

(A) 過去1年以上20等級が適用されており、過去1年以上事故有係数適用期間が0年

- であること。
- (B) 過去 1 年間に 3 等級ダウン事故または 1 等級ダウン事故が発生していないこと。
- ※前契約の保険期間が 1 年を超える場合または 1 年に満たない場合は、割引の適用条件が異なることがあります。
- ※中断制度をご利用する場合、長期無事故割引は適用されません。
- (1) 0) 長期無事故割引プラス
- ご契約のノンフリート等級が 20 等級の場合で、以下の条件を充たすときに適用されます。
- (A) 長期無事故割引が適用されるご契約であること
- (B) 前契約が au 自動車ほけんであること
- (C) 前契約において解約または中断証明書を発行していないこと
- 初めて長期無事故割引プラスが適用される場合、保険料を 1.0% 割引します。継続のご契約においても長期無事故割引プラスが適用される場合は、この割引の適用年数に応じて、保険料を以下のとおり割引します。

適用年数 (注)	1 年目	2 年目	3 年目以降
割引率	1.0 %	1.5 %	2.0 %

- (注) ① 初めて長期無事故割引プラスが適用されるご契約を 1 年目とします。
- (1) 1) 複数台割引
- 当社で自動車保険またはバイク保険をご契約中の方が、新たに自動車保険またはバイク保険を当社 Web サイトの「My ホームページ」からお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を 1,000 円割引します。(月払の場合)、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

<ノンフリート等級別料率制度について>

1. ノンフリート等級別料率制度について

(1) ノンフリート等級別料率制度

前契約の保険事故の有無や件数等に基づき 1 等級から 20 等級までのノンフリート等級、「無事故」／「事故有」の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社や JA 共済等所定の共済からも引き継ぐことができますが、当社のバイク保険、ドライパー保険との間では引き継ぐことができません。

(2) ノンフリート等級別料率制度における割増率の適用方法

- (A) 前契約がなく、初めて自動車保険をご契約される方
- 初めてご契約される場合は 6(S) 等級となり、運転者年齢条件別の下表の 6(S) 等級の割増率が適用されます (注 1)。また、事故有係数適用期間は 0 年となります。
- 2 台目以降のお車について初めてご契約される場合で、セカンドカー割引の適用条件 (注 2) を充たしているときは、7(S) 等級となり、運転者年齢条件別の下表の 7(S) 等級の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は 0 年となります。
- (注 1) 一部の特約については、本割増率が適用されません。
- (注 2) 前述の「<保険料および割引制度> 2. その他、保険料の割引制度 (6) セカンドカー割引」をご参照ください。

<割増率表>

割増率 (注)	運転者年齢 条件	年齢問わず 補償	21 歳以上 補償	26 歳以上 補償	35 歳以上 補償
	ノン フリート等級				
割増率 (注)	6(S) 等級	31%割増	5%割増	12%割引	13%割引
	7(S) 等級	6%割増	9%割引	36%割引	40%割引

- (注) ご契約の始期日時点における割増率であり、将来変更となる場合があります。また、「無事故」／「事故有」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料は、本割増率に加え、その他の要素 (前述の「<保険料および割引制度> 2. その他」等) により算出されます。
- (B) 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方
- 下記【ノンフリート等級の決定方法】および【事故有係数適用期間の決定方法】により、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定されます (注 1)。事故有係数適用期間が 0 年となる場合は、後述の「<ノンフリート等級別割増率表>」【無事故】の割増率が適用され、事故有係数適用期間が 1 ～ 6 年となる場合は、その期間中は同表の「事故有」の割増率が適用されます (注 2)。
- (注 1) 継続手続後もノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正する場合
- 次の場合には、継続手続後であってもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正します。なお、ノンフリート等級、事故有係数適用期間の修正によって割増率が変更となる場合には、保険料を追加請求または返還しますので、ご了承ください。
- ・お見積りの作成時以降や、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合
 - ・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合 (事故件数として数えません。)
 - ・前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていない事故について、通知および保険金請求を受けた場合 (その事故を前契約の事故として取り扱います。)
 - ・前契約が解除された場合 等
- (注 2) 一部の特約については、本割増率が適用されません。

【ノンフリート等級の決定方法】

前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日以内に継続契約がある場合で、前契約の

保険期間が 1 年のとき (注 1)、継続契約のノンフリート等級は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分 (注 2)	継続契約のノンフリート等級
無事故 / ノーカウント事故のみ	前契約の等級から「1 つ」上がります。
3 等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数 1 件につき「3 つ」下がります。
1 等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数 1 件につき「1 つ」下がります。

【事故有係数適用期間の決定方法 (注 3)】

前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が 1 年のとき (注 1)、継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

- ・前契約に 3 等級ダウン事故が生じた場合は事故件数 1 件につき「3 年」、1 等級ダウン事故が生じた場合は事故件数 1 件につき「1 年」を、前契約の事故有係数適用期間に加算します。(注 2)
- ・保険期間を満たすごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1 年」を減算します。ただし、前契約の事故有係数適用期間が 0 年の場合は「1 年」を減算しません。
- ・事故有係数適用期間の上限は「6 年」とし、下限は「0 年」とします。

- (注 1) 前契約の保険期間が 1 年以外のご契約の場合は、取扱いが異なります。
- (注 2) 事故の区分は後述の「(3) ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い」をご参照ください。
- (注 3) 前契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、前契約より前のご契約が次の条件をすべて充たしているときは、前契約までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。
- ・継続契約の始期日を含めて過去 13 ヶ月以内に満期日、解約日または解除日があること
 - ・「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること
 - ・2013 年 4 月 1 日以降を始期日とする契約であること

<ノンフリート等級別割増率表>

		割増					割引				
ノンフリート等級		1	2	3	4	5	6 F	7 F	8	9	10
割増率 (%) (注)	無事故	6 4	2 8	1 2	2	1 3	1 9	3 0	4 0	4 3	4 5
	事故有	6 4	2 8	1 2	2	1 3	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3

		割引									
ノンフリート等級		1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
割増率 (%) (注)	無事故	4 7	4 8	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	6 3
	事故有	2 5	2 7	2 9	3 1	3 3	3 6	3 8	4 0	4 2	4 4

- (注) 実際にご契約いただくお客様の保険料は、本割増率に加え、その他の要素 (前述の「<保険料および割引制度> 2. その他」等) により算出されます。
- (3) ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い
- ノンフリート等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①～③の区分となります。

① 3 等級ダウン事故 (注)	下記の「② 1 等級ダウン事故」および「③ ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
② 1 等級ダウン事故 (注)	次の原因による車両保険事故をいいます。 (a) 火災・爆発 (飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。) (b) 盗難、騒ぎよう、労働争議 (c) 台風、つ巻、洪水、高潮 (d) 落害、いたづら (ご契約のお車の運行によって生じたもの、他の自動車等との衝突・接触により生じたものを除きます。) (e) 窓ガラス破損 (飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)(注) (f) 飛来中または落下中の他物 (飛び石、落石、ひょう等) との衝突 (g) その他偶発的な事故によって生じた損害 (他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)
③ ノーカウント事故	搭乗者傷害保険、人身傷害保険、無保険車傷害特約、弁護士費用補償特約、ファミリーバイク特約、ファミリー傷害特約、被害者救済費用特約、自転車賠償特約に係る保険金のみお支払いした事故をいいます。

(注) 保険金をお支払いする事故があった前契約の始期日が下表に該当する場合には、次のとおり取り扱います。

前契約の始期日	前契約の事故の区分
2015年10月1日以降	①について、レンタカー費用補償特約に係る保険金のみお支払いした事故も「1 等級ダウン事故」として取り扱います。
2011 年 7 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日	①については「カウント事故」、②については「等級すえおき事故」として取り扱います。(②については、飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によって生じた窓ガラス破損も「等級すえおき事故」として取り扱います。)
2011年6月30日以前	当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

- ※1 レンタカー費用補償特約（注）、事故付随費用補償特約、身の回り品補償特約、指定修理工場入庫特約（注）、新車特約については車両保険事故によりご契約のお車の損害に対して保険金が支払われる場合に特約の保険金が支払われるため、それぞれの特約では、事故のカウントを行いません。
（注）保険金をお支払いする事故があった前契約の始期日が 2015 年 9 月 30 日以前の場合に限ります。
- ※2 対物超過修理費用補償特約については、対物事故により相手のお車の損害に対して保険金が支払われる場合に特約の保険金が支払われるため、事故のカウントを行いません。
- ※3 事故の種類・事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。
- ※4 前契約に等級プロテクト特約がセットされていても、当社での事故件数の数え方には反映されません。
- ※5 対人事故のうち、被害者へのお見舞い金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。
- ※6 事故連絡をいただいて、保険金がまだ支払われていない事故も含まれます。
- (4) ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意 
- (A) 前契約の記名被保険者と今回のご契約の記名被保険者が異なる場合
下記 (a) ～ (c) に該当する方以外に記名被保険者を設定する場合はノンフリート等級を引き継ぐことができません。ノンフリート等級を引き継ぐことができない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取扱いとなり 6(S) 等級が適用されます。
- (a) 前契約の記名被保険者
(b) 前契約の記名被保険者の配偶者
(c) (a) または (b) と同居の親族
- ※1 (a) または (b) の別居の未婚の子や別居の親族などへはノンフリート等級を引き継ぐことはできません。また、前契約の記名被保険者が法人の場合には、どなたにもノンフリート等級を引き継ぐことができません。
- ※2 車検証上の所有者名が変更されずに記名被保険者が上記 (a) ～ (c) 以外の方に変更された場合、前契約の満期日または解約日から 13 ヶ月以内は、上記にかかわらず以下のとおりとします。
- ・新契約のノンフリート等級が 1 ～ 5 等級になる場合に限り、ノンフリート等級の引継ぎを行います。
 - ・新契約の事故有係数適用期間が 1 ～ 6 年になる場合に限り、事故有係数適用期間の引継ぎを行います。
- (B) 前契約があり、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して 8 日以上となる場合は、原則、前契約のノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約のノンフリート等級（ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定されたノンフリート等級とします。）が 1 ～ 5 等級または 6(F) 等級の場合は、前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から 13 ヶ月以内の日を始期日とする継続契約に前契約のノンフリート等級が引き継がれます。（前契約のノンフリート等級が 7 等級以上の場合は 6(F) 等級、6(S) 等級の場合は前契約の保険期間によって取扱いが異なります。）
- また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。（前契約の保険期間が 1 年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。）
- (C) 前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して 7 日以内の場合は、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、ノンフリート等級別料率制度に参加している保険会社等の中で前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確認させていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの項目を確認することができず、確認のために保険期間の開始後 4 ヶ月程度の時間がかかる場合があります。万一、ノンフリート等級・事故有係数適用期間に誤りがあることが判明した場合は、始期日にさかのぼりご契約内容の訂正と保険料の追加・返還が必要となります。なお、保険料が追加となる場合に追加保険料の払込みに応じていただけないときなどは、ご契約を解除させていただくことがあります。

<ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて>

ロードサービスや事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社 Web サイトでご確認ください。

※ロードサービスは、「三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約」に同意いただいたうえでご利用いただけます。

<普通保険約款および特約の適用について>

1. 総合自動車保険・普通保険約款の適用について
普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第 6 章基本条項については、全ての契約に適用されます。
2. 総合自動車保険・特約の適用について
特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。
（注）後述の<特約一覧>をご参照ください。

<保険用語のご説明>



この「約款のしおり」で使用しております用語につきご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語についての一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ 相手を確認できる他の車	登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡または症状固定後）の利益をいいます。
か 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚の子をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第 1 条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 2 条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第 2 条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が 125cc 以下（原動機の総排気量が 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が 1.00 キロワット以下のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が 50cc 以下または定格出力が 0.60 キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えていた場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車のことをいい、保険証券に明記されます。
さ 始期日	保険期間の初日をいいます。
事故有係数適用期間	ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数）（注）のことをいいます。 （注）事故有係数適用期間が 0 年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
初度登録年月	法律の定めるところにより、運輸支局に新規に自動車の登録申請をし、その登録が受理された年月のことをいいます。なお、初度登録年月は、車検証の初度登録年月欄に記載されています。軽自動車の場合は、初度検査年月のことをいい、車検証の初度検査年月欄に記載されています。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	配偶者、6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。
自家用 6 車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）に該当する自動車をいいます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（自賠償保険）または責任共済（自賠償共済）をいいます。
前契約	新契約の始期日から過去 13 ヶ月以内に記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者または記名被保険者の配偶者」と同居の親族の方が契約していた、記名被保険者またはお車を同一（注）とする自動車保険の契約で、まだ、どのお車にもノンフリート等級を引き継いでいない契約をいいます。 （注）記名被保険者については、所定の変更がある場合も含みます。また、お車については、その用途・車種の変更が当社のお引受け対象車種である自家用 6 車種内の変更となる場合を含みます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
た 治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ノンフリート契約者	所有・使用するお車・バイクのうち、自動車保険をご契約されているお車・バイクの合計台数が 9 台以下の保険契約者をいいます。
ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1 等級から 20 等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社や JA 共済等からも引き継ぐことができます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（注）を含みます。 （注）性別が同一である方の場合、所定の資料等により確認させていただきますので、当社お客さまセンターまでご連絡ください。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
ま 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（注）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）（注）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）（注）、特種用途自動車（キャンピング車）の区分をいいます。 （注）自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（お引受け、補償の対象外となります）。

総合自動車保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社がご契約のお車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注1) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額 ^(注2) により定めます。 (注1) 初度登録年月等 初度検査年月を含みます。 (注2) 市場販売価格相当額 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価額をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、申込書兼確認書の記載事項 ② 基本条項第2条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 ③ 基本条項第2条（1）③に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
ご契約のお車	保険証券記載の自動車をいいます。
ご契約のお車の価額	ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月等 初度検査年月を含みます。
さ 算定基準	<別紙>人身傷害条項損害額基準をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	ご契約のお車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車を新たに取得 ^(注2) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れすることをいいます。 (注1) 同一の用途車種 別表Ⅱに掲げる用途車種をいいます。 (注2) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

所有自動車	ご契約のお車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車で、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された時点で次のいずれかに該当する者が所有 ^(注2) するものをいいます。ただし、ご契約のお車および新規取得自動車を除きます。 ① ご契約のお車の所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注1) 同一の用途車種 別表Ⅱに掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
新規取得自動車	新たに取得 ^(注) しまたは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下 (注) 傷害 ガスマスクを含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合 ^(注) をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従いご契約のお車に備えつけられている状態をいいます。
た 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表Ⅲに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者をいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
付属品	ご契約のお車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器 ^(注) 等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取り扱います。ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または定着することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 (注) E T C車載器 E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
分損	車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時におけるご契約のお車の価額をいいます。

	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であって、対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
ま	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
	申込書兼確認書	当会社が定める保険契約申込書兼確認書をいいます。
や	用途車種	登録番号標等 ^(注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 登録番号標等 車両番号標および標識番号標を含みます。
ら	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超えた場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(注) 自賠責保険等によって支払われる金額
ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ④ 地震もしくは爆火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に伴生して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
 - ⑩ ご契約のお車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車牽引すること。
 - ⑪ ご契約のお車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故
- (注1) 法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
 - (注5) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
 - (注6) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 - (注7) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
 - (注8) 業務
家事を除きます。
 - (注9) 空港
飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に關し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務^(注)に從事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に從事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。
- (注) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、ご契約のお車の所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用している場合に、同じ使用者の業務に從事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、(1)⑤の規定を適用しません。
- (注) 所有者
次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第5条（被保険者の範囲）

- この対人賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - A. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。
 - (注) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6条（個別適用）

- (1) この対人賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第11条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2)②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

- (注) 訴訟の手續
弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合
 - 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(2)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がその対人賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになった場合
 - 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{自賠責保険等によ} \\ \text{って支払われる} \\ \text{金額}^{(注)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請} \\ \text{求権者に対して既に支} \\ \text{払った損害賠償金の額} \\ \hline \end{array} = \text{損害賠償額}$$

- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第10条 (費用)

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。
- 基本条項第24条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - 基本条項第24条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことよって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - 対人事故に関して被保険者の行方折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
 - 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。
- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときは、(1)の費用のほか、被保険者が直ちに必要とする費用(以下「臨時費用」といいます。)は、これを損害の一部とみなします。

第11条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とし

ます。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{前条(1)①から} \\ \text{③までの費用} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{自賠責保険等によ} \\ \text{って支払われる金額}^{(注)} \\ \hline \end{array} = \text{保険金の額}$$

- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- 前条(1)④および⑤の費用
 - 前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。
 - 第8条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第7条(当会社による援助)または第8条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (注) 保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 供託金
利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (注) 供託金
利息を含みます。
- (4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注1)または貸付金^(注2)が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 供託金
利息を含みます。
- (注2) 貸付金
利息を含みます。
- (5) 基本条項第27条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第13条 (先取特権)

- (1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。
- (注) 保険金請求権
第10条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
第10条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 対物賠償条項

第1条（用語の定義）

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑩ ご契約のお車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑪ ご契約のお車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故

（注1）法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用可燃物を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）競走もしくは曲技

競走または曲技のための練習を含みます。

（注6）使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注7）危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注8）業務

家事を除きます。

（注9）空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

（2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第5条（被保険者の範囲）

この対物賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限りします。
- （注）使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

る地位にある者を含みます。

第6条（個別適用）

- （1）この対物賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定を除きます。
- （2）（1）の規定によって、第11条（支払保険金の計算）（1）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- （1）被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社と解決条件について合意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の折衝により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續^(注)を行います。

（注）訴訟の手續

弁護士を選任を含みます。

- （2）（1）の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續には、ご契約のお車に生じた損害にかかわるご契約のお車の所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含まれません。
- （3）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （4）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が（3）に規定する協力を拒んだ場合

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （1）対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
 - （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)（を限度とします）。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （注）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （3）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- （4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
 - （5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
 - （6）1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① （2）④に規定する事由があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もと折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注）法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- （7）（6）②または③に該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求

求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対権者請求事項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注2)を限度とします。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第 10 条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注1)は、これを損害の一部とみなします。
① 基本条項第 24 条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第 24 条⑤に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 偶然な事故によつてご契約のお車に積載していた動産^(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取片づけ費用

⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二間スル法律 (明治 32 年法律第 40 号) の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 58 条 (原因者負担金) 等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用

⑥ 対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第 8 条 (当会社による解決) (3) の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注 1) 費用

収入の喪失を含みません。

(注 2) ご契約のお車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第 11 条 (支払保険金の計算)

(1) 1 回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によつて算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から⑤までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------	---	---	---	-------

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑥および⑦の費用

② 第 8 条 (当会社による解決) (1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第 12 条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第 7 条 (当会社による援助) または第 8 条 (当会社による解決) (1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1 回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2) ただし書、同条 (7) ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(4) (1) の供託金^(注1)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1) の当会社の名による供託金^(注1)または貸付金^(注2)が保険金として支払われたものとみなします。

(注 1) 供託金

利息を含みます。

(注 2) 貸付金

利息を含みます。

(5) 基本条項第 27 条 (保険金の請求) の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第 13 条 (先取特権)

(1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第 10 条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとし、

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

(注 1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注 2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第 10 条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 14 条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条 (2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第 10 条 (費用) の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、

第 3 章 人身傷害条項

第 1 条 (用語の定義)

この人身傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第 2 条 (保険金を支払う場合)

当会社は、人身傷害事故によつて被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害^(注)に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(注) 損害

この損害の額は第 7 条 (損害額の決定) に定める損害の額をいいます。

第 3 条 (保険金を支払わない場合—その 1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によつて生じた損害

② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車運転している場合、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車運転している場合、または大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 2 条 (定義) 第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうれがある状態で自動車運転している場合に生じた損害

③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によつて生じた損害

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によつて生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活またはその業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第 4 条 (保険金を支払わない場合—その 2)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によつて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によつて汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険者が自動車を競走もしくは曲技^(注4)のために使用すること、または自動車を競走もしくは曲技^(注4)を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

⑦ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車に、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引す

- ることを。
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（注1）のためにご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車（注2）を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (3) 当会社は、被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車（注3）、またはこれらの者が常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注3) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (4) 当会社は、被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（注4）、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるものに搭乗中に生じた損害、または営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バスを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注4) 特種用途自動車
自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限りま。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④までの者以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- (注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車を搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務者がある場合において、この金額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。）を合計して算出するものとします。
- ① 傷害を被り、生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、かつ、治療を要した場合
傷害による損害
 - ② 後遺障害が生じた場合
後遺障害による損害
 - ③ 死亡した場合
死亡による損害
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づ

- づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額（注）に対し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。）とします。
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第8条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第24条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。
- $$\boxed{\text{第7条（損害額の決定）(1)の規定により決定した損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} = \text{保険金の額}$$
- (2) (1)にかかわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。
- ア 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
- イ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額（注1）
- オ 第7条（損害額の決定）(1)の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- カ アからオのほか、第2条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）
- ① アからカまでの合計額が、自己負担額（注3）より大きい場合
(1)に定める額 - (アからカまでの合計額 - 自己負担額（注3）) = 保険金の額
 - ② 上記①以外の場合
(1)に定める額
(注1) 給付される額
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
 - (注2) その取得した給付の額またはその評価額
保険金額および保険日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。
 - (注3) 自己負担額
第7条（1）の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、(1)に定める額を差し引いた額をいいます。
ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を、第7条（1）の規定により決定した損害額とみなします。
なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第7条（損害額の決定）(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額を請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。
- $$\boxed{\text{第7条（2）の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} = \text{保険金の額}$$
- ① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額（注1）
 - ② 第7条（2）の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外

- の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した額
- ③ ①または②のほか、第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われ保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)
- (注1) 給付される額
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (注2) その取得した給付の額またはその評価額
- 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療を怠ったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（保険金請求権者等の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第2条の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ⑤ 人身傷害事故の原因となった、ご契約のお車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 当会社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額
- 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。
- (8) 被保険者または保険金を受け取るべき者は、基本条項第33条（代位）(1)の規定により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第4章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
- ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下
- (2) (1)の傷害にはガソリン中毒を含みます。
- (3) (1)の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を保持しないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 創傷感染症
- 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に伴伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ご契約のお車を競技もしくは曲技^(注4)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技^(注4)を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
- ⑦ ご契約のお車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動
- 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
- 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技もしくは曲技
- 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
- 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 危険物
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 業務
- 家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この搭乗者傷害条項における被保険者とは、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。
- (注) 室内
- 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
- ② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 保険金額の全額
- 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第 8 条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に別表Ⅰの 1 または別表Ⅰの 2 に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 別表Ⅰの 1 または別表Ⅰの 2 の各等級の後遺障害に
対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 × $\left[\begin{array}{l} \text{別表Ⅰの 1 または別表Ⅰの 2 に掲} \\ \text{げる加重後の後遺障害に該当する} \end{array} - \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害} \\ \text{に対する等級に} \end{array} \right] \text{に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保} \\ \text{険金の額}$

(3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第 9 条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1 回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。

- ① 入院または通院した日数の合計が 5 日以上となり、かつ、5 日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合は、10 万円
- ② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院または通院した場合は、1 万円

(2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギプスを常時装着したときは、その日数を含みます。

- ① 長管骨^(注)の骨折および骨挫の骨折によるギプス
- ② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギプス
- ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

(注) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と同係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかったことにより第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 11 条（当会社の責任限度額等）

(1) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第 7 条（死亡保険金の支払）、第 8 条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、1 回の事故につき、第 9 条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 12 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 5 章 車両条項

第 1 条（用語の定義）

この車両条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第 2 条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。

(2) (1) のご契約のお車には、付属品を含みます。

(3) (1) の盗難によってご契約のお車に生じた損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに

固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に生じた損害を含みます。

第 3 条（保険金額の設定）

当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。

第 4 条（保険金を支払わない場合—その 1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失^(注1)
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または 1 年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主
 - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動^(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に伴随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ ご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または、ご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
 - ⑩ ご契約のお車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注 1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 3) 核燃料物質

使用消耗料を含みます。

(注 4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注 5) 競走もしくは曲技

競走または曲技のための練習を含みます。

(注 6) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注 7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物を含みます。

(注 8) 業務

家事を除きます。

第 5 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ご契約のお車が航空機または船舶によって輸送されている間^(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート^(注2)である場合を除きます。
- ② ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗
- ③ 故障損害^(注3)
- ④ ご契約のお車から取りはずされて車上にない部品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうちご契約のお車に定着されていないものに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ^(注4)に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部品または付属品に生じた損害
- ⑧ ① ご契約のお車が航空機または船舶によって輸送されている間積込みまたは積下し中を含みます。
- (注 2) フェリーボート
- 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注 3) 故障損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注 4) タイヤ
- チューブを含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める道路を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(註)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主^(註)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（被保険者の範囲）

この車両条項における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。

第8条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額の全額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

次条に定める 修理費	－	修理に伴って生じた残存物 がある場合は、その価額	=	損害額
---------------	---	-----------------------------	---	-----

第9条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(註1)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第24条①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 当会社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生地の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
 - ④ 盗難にあったご契約のお車を引き取るために必要であった費用
 - ⑤ フェリーポート^(註2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額
- (注1) 費用
収入の喪失を含みません。
- (注2) フェリーポート
官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を上限とします。
 - ① 全損の場合は、保険金額の全額
 - ② 分損の場合は、第8条（損害額の決定）②の額から保険証券記載の免責金額^(註)を差し引いた額

(注) 免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 第8条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金^(註1)がある場合において、回収金^(註1)の額が被保険者の自己負担額^(註2)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

- (注1) 回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
- (注2) 自己負担額
損害額および費用の合計額から(1)および(2)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、「用語の定義」の規定にかかわらず、第8条（損害額の決定）、前条および次条の規定の適用においては、その保険価額を保険金額

とします。

第13条（車両全損時臨時費用保険金）

- (1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第11条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

第14条（現物による支払）

当会社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第15条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額^(註)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の協定保険価額^(註)に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 協定保険価額
第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）が適用される場合には「保険価額」と読み替えます。
- (2) ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1) および(2)の場合において、当会社はその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第16条（盗難自動車の返還）

当会社がご契約のお車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金^(註)を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

- (注) 既に受け取った保険金
第13条（車両全損時臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を含みます。

第6章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
 - ① 申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
 - ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
 - ③ 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
- (2) (1)の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条(1)に規定する保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(註)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 午後4時
保険証券上これと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、ご契約のお車が日本国内^(註)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

- (注) 日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。
- 第7条 (告知義務)**
- (1) 保険契約者または記名被保険者^(註1)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者^(註1)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
- (3) 車両条項第3条(保険金額の設定)に規定する車両の保険金額を定めるに際し、保険契約者または被保険者は、当会社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (4) (2)の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- ③ 保険契約者または記名被保険者^(註1)が(1)の事実の告知をすることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が妨げた場合
- ④ 保険契約者または記名被保険者^(註1)に対し、(1)の告知に關し、事実を告げず、または事実と異なることを告げることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が助めた場合
- ⑤ 保険契約者または記名被保険者^(註1)が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合
- なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ⑥ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
- (5) (4)③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者の(4)③または④に規定する行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められた場合には適用しません。
- (6) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7) (6)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- 第8条 (通知義務)**
- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① ご契約のお車の用途車種または登録番号^(註1)を変更したこと。
- ② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(註2)が発生したこと。
- (注1) 登録番号
車両番号を含みます。
- (注2) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(註)を超えることになった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) この保険契約の引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第

19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条 (車両保険金額の変更)

- (1) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者^(註1)は、遅滞なく、書面または当会社の別に定める方法をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (注) 被保険者
車両条項の被保険者をいいます。
- (2) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品の取りはずし等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者^(註1)は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (注) 被保険者
車両条項の被保険者をいいます。
- (3) (1)および(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険者^(註1)は、将来に向かって、保険証券記載の保険金額^(註2)に(1)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の保険金額^(註2)から(2)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険証券記載の保険金額^(註2)を変更するものとします。
- (注1) 被保険者
車両条項の被保険者をいいます。
- (注2) 保険金額
車両条項の保険金額をいいます。
- (4) 第12条(ご契約のお車の入替)(1)のいずれかの場合において、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、車両条項第3条(保険金額の設定)の規定により第12条(1)に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険証券記載の保険金額を変更するものとします。

第11条 (ご契約のお車の譲渡)

- (1) ご契約のお車が譲渡^(註1)された場合であっても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務は、譲受人^(註2)に移転しません。ただし、保険契約者が普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務をご契約のお車の譲受人^(註2)に譲渡^(註1)する旨を書面または当会社の別に定める方法をもって当会社に通知し承認の請求を行なった場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人^(註2)に移転します。
- (注1) 譲渡
所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
- (注2) 譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (2) 当会社は、ご契約のお車が譲渡^(註1)された後^(註2)に、ご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 譲渡
所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
- (注2) ご契約のお車が譲渡された後
(1)ただし書の書面を受領した後はまたは当会社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第12条 (ご契約のお車の入替)

- (1) 次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車とご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、その新規取得自動車またはその所有自動車について、この保険契約を適用します。
- ① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
- ア. ご契約のお車の所有者
- イ. 記名被保険者
- ウ. 記名被保険者の配偶者
- エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ② ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合
- ただし、所有自動車がある場合に限りです。
- (2) (1)①アの所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② ご契約のお車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者
- (3) 当会社は、(1)①の場合においては、自動車の新規取得のあった後^(註)に、新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。また、(1)②の場合においては、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された後^(註)に、所有自

動車)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) (1) の書面を受領した後は当会社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第 13 条 (入替自動車の自動補償)

(1) 当会社は、前条 (3) の規定にかかわらず、前条 (1) ①に定める自動車の新規取得において、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車^(註)の取得日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車^(註)をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用します。

ただし、前条 (1) ①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還されたご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 入替自動車

新規取得自動車のうち、ご契約のお車の廃車、譲渡または返還を行った後、その代替として前条 (1) ①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得した自動車をいいます。

(2) この条において取得日とは、実際に入替自動車を取得した日、または借り入れた日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して入替自動車の取得日が確認できる資料を提出し、当会社が妥当な取得日であることを認めた場合のその取得日をいいます。

ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に前条 (1) ①に定める者の氏名が記載された日とします。

(3) 取得日から、当会社が (1) のご契約のお車の入替の承認の請求を受けた時^(註1)までの期間の車両条項の適用については、(1) の規定にかかわらず、次に定めるところによります。

① 入替自動車については、第 10 条 (車両保険金額の変更) (4) の規定は適用しません。

② 車両条項第 3 条 (保険金額の設定) に規定する車両の保険金額については、取得日における、入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等^(註2)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

(注 1) 当会社にご契約のお車の入替の承認の請求を受けた時

当会社が第 20 条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1) の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が徴収した時または取得日の翌日から起算して 30 日を経過した時のいずれか早い時とします。

(注 2) 初度登録年月等

初度検査年月を含みます。

第 14 条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 15 条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 16 条 (保険契約者による保険契約の解約)

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の別に定める方法による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当会社が未払込保険料^(註)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(2) (1) の規定によりこの保険契約の解約後に当会社が未払込保険料^(註)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、(1) の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第 17 条 (当会社による保険契約の解除)

(1) 当会社は、第 11 条 (ご契約のお車の譲渡) (1)、第 12 条 (ご契約のお車の入替) (1) または第 13 条 (入替自動車の自動補償) (1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。

(2) (1) に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて 1 か月を経過した場合に消滅します。

第 18 条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にご保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者^(註1)が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力^(註2)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力^(註2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(註2)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(註2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(註2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注 1) 被保険者

記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

(注 2) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者^(註1)が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

② 被保険者^(註2)に生じた損害^(註3)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注 1) 被保険者

対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。

(注 2) 被保険者

人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

(注 3) 損害

人身傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① 対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害^(註)

② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注) 損害

対人賠償条項第 10 条 (費用) または対物賠償条項第 10 条 (費用) に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 車両条項の被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合、または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

① (4) ①および②の損害^(註1)

② 人身傷害条項または搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害^(註2)または傷害。ただし、その損害^(註2)または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

(注 1) 損害

対人賠償条項第 10 条 (費用) または対物賠償条項第 10 条 (費用) に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(注 2) 損害

人身傷害条項においては、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第 19 条 (保険契約の解約・解除の効力)

(1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1) の規定にかかわらず、第 16 条 (保険契約者による保険契約の解約) (2) の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条 (1) の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 20 条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第 7 条 (告知義務) (1) により上げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、差額保険料^(註)を返還または請求します。

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合

差額保険料^(註1)から差額保険料^(註1)に危険の減少が生じた時^(註2)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合

差額保険料^(註1)に危険増加が生じた時^(註2)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

- (注1) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
- (3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(※)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (5) 第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)、第12条(ご契約のお車の入替)(1)または第13条(入替自動車の自動補償)(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。
- ① 保険料が返還となる場合
差額保険料^(※)から差額保険料^(※)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額
- ② 保険料が追加となる場合
差額保険料^(※)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
- (注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。
- (6) 当会社が(5)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日^(※)からその日を含めて14日以内に、(5)の追加保険料を払い込まなければなりません。
- (注) 変更日

- 第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)、第12条(ご契約のお車の入替)(1)または第13条(入替自動車の自動補償)(1)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。
- (7) (1)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません^(※)。
- (注) 第13条(入替自動車の自動補償)の規定に基づき入替自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条(2)の取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故における損害または傷害に対してはこの規定を適用しません。
- (9) 当会社は、(1)、(2)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。
- ① 保険料が返還となる場合
差額保険料^(※)から差額保険料^(※)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額
- ② 保険料が追加となる場合
差額保険料^(※)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
- (注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。
- (10) 当会社が(9)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は契約条件変更日^(※)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。
- (注) 契約条件変更日
(9)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
- (11) (10)に定める期間内に(9)の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のお車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第21条(保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条(保険料の返還－取消しの場合)

- 第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合に、当会社は、保険料を返還しません。

第23条(保険料の返還－解除・解約の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第17条(当会社による保険契約の解除)(1)、第18条(重大事由による解除)(1)、第20条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)、同条(7)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条(保険契約者による保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第24条(事故発生時の義務)

- 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通ずること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ ご契約のお車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ ご契約のお車を修理する場合に、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ⑥ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦ 損害賠償の請求^(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑧ 損害賠償の請求^(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- (注1) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第25条(事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条①から⑤までまたは⑥から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 対人賠償条項^(注1)および対物賠償条項に関しては、損害の額
- ② 人身傷害条項に関しては、損害の額^(注2)
- ③ 車両条項^(注3)に関しては、損害の額^(注2)
- ④ 対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用および車両条項第13条(車両全損時臨時費用保険金)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。
- (注1) 対人賠償条項
対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用を除きます。
- (注2) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (注3) 車両条項
車両条項第13条(車両全損時臨時費用保険金)の臨時費用を除きます。
- (3) (2)③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第27条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。
- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による

- 合意が成立した時
- ② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
- ア. 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
- イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- ウ. 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になつた時
- ③ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
- ア. 後遺障害については、被保険者が死亡した時
- イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
- ウ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時または事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の入院または通院した日数の合計が 5 日になつた時のいずれか早い時
- ④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書^(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)
- ④ ③契約のお車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ 死亡に關して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に關して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑨ 対物賠償条項における対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)
- ⑩ その他当会社が次条 (1) に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠または証拠としない書類に必要事項の記載がある書類等において定められたもの
- (注1) 交通事故証明書
- 人の死傷を伴う事故または③契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 修理等に要する費用の見積書
- 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注3) 被害が生じた物の写真
- 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げるもののいずれかがある事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の 3 親等内の親族
- (注) 配偶者
- 「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対しては、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 対人賠償条項第 10 条 (費用) (2) の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
- (7) 人身傷害条項に係る保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合は (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 28 条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2) または傷害の程度、

- 事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約者の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 請求完了日
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 損害の額
- 保険価額を含みます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて次に掲げる日数^(注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会^(注3) 180 日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
- ④ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注1) 請求完了日
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 日数
- 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
- 弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 29 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、人身傷害または搭乗者傷害に關して、第 24 条 (事故発生時の義務) ②もしくは③の規定に定める通知または第 27 条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 当会社は、(1) によるほか、人身傷害に關して治療期間が 1 年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1) もしくは (2) の規定による診断または (1) の規定による死体の検案^(注1) のために要した費用^(注2) は、当会社が負担します。
- (注1) 死体の検案
- 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 費用
- 収入の喪失を含みません。

第 30 条 (損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が対人賠償条項第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) または対物賠償条項第 9 条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に關する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に關する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に關する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1) および被害が生じた物の写真^(注2)
- ⑧ その他当会社が (6) に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書

- 類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
(注1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の3親等内の親族
- (注) 配偶者
「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、証拠がなかった書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当社は、対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から⑤まで、対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④までまたは(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注) からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 請求完了日
損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて次に掲げる日数^(注2) を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- (1) ⑥①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - (2) ⑥①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) ⑥③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - (5) ⑥①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 請求完了日
損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注) には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条(損害賠償額請求権の行使期限)

対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)および対物賠償条項第9条(損

害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第33条(地位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったとき^(注2)は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額
- (注1) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (注2) 当社がその損害に対して保険金を支払ったとき
人身傷害条項第9条(支払保険金の計算)(3)の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。
- (注3) 損害の額
人身傷害保険金に関しては、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません)。において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出の基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者^(注)または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (注) 被保険者
人身傷害条項においては、保険金請求権者となります。

- (3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利によりご契約のお車を使用したは管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
 - ④ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
 - ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に生じた損害

第34条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務をご契約のお車の譲受人^(注)に移転させる場合は、第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)の規定によるものとします。
- (注) 譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して有効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 36 条（訴訟の提起）
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとし
ます。

第 37 条（準拠法）
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表Ⅰ> 後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第 1 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第 2 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第 1 級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの ② 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものと は、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第 5 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

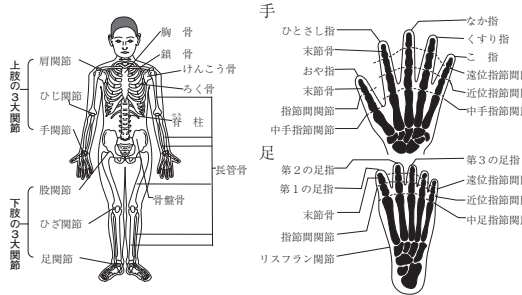
等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第 6 級	① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑧ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第 7 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したものの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと は、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	42%
第 8 級	① 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したものの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第 9 級	① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したものの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したものの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第10級	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	4%

(注)
 1. 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなす。
 2. 同一事故により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。

(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。
 (2) 上記(1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。
 (3) 上記(1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 (4) 上記(1)から(3)まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



<別表Ⅱ> ご契約のお車の入替ができる用途・車種区分表

ご契約のお車	新規取得自動車(注1) または所有自動車(注2)
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車 (最大積載量0.5トン超 2トン以下)	自家用軽四輪貨物車 (最大積載量0.5トン超 2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
特種用途自動車(注3) (キャンピング車)	特種用途自動車(注3) (キャンピング車)

(注1) 新規取得自動車
「用語の定義」に規定する新規取得自動車をいいます。
(注2) 所有自動車
「用語の定義」に規定する所有自動車をいいます。
(注3) 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

<別表Ⅲ> 短期料率表

既経過期間・ 未経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

<別紙> 人身傷害条項損害額基準

第1 傷害による損害
(人身傷害条項第7条 (損害額の決定) (1) ①関係)
傷害による損害は、被保険者の被った損傷損害(救助捜索費、治療関係費、その他の費用)、休業損害、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

- ① 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。
- ② 診察料
初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
- ③ 入院料
原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。
ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。
- ④ 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。
- ⑤ 通院費、転院費、入・退院費
通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。
- ⑥ 看護料

ア. 入院中の看護料

原則として 12 歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に 1 日につき 4,100 円とする。

ただし、「12 歳以下の子供に近親者等が付き添った場合」以外であっても、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添った場合は 1 日につき 4,100 円を、それ以外の者が付き添った場合は、必要かつ妥当な実費を認めることができる。

イ. 自宅看護料または通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12 歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

(イ) 近親者等

1 日につき 2,050 円とする。

ウ. 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、アまたはイ（イ）の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、下記による。

ア. 入院中の諸雑費

入院 1 日につき 1,100 円とする。ただし、立証資料等により 1,100 円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

イ. 通院または自宅療養中の諸雑費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。

⑩ 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とする。

(2) その他の費用

上記（1）以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

受傷により被った現実の収入減少額とし、原則として下記の算式による。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法による。ただし、1 日あたりの収入額が 5,700 円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1 日につき 5,700 円とする。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

① 給与と所得者（ただし、(2) に規定するアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除く。）

事故直前 3 か月間の月例給与等 × 対象休業日数
90 日

ア. 事故直前 3 か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における 3 か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）とする。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出を原則とする。

イ. 賞与等について、現実が生じた収入の減少があればその額を含める。

ウ. 有給休暇を使用した場合は、欠けにより給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱う。

エ. 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引く。

オ. 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視するものは給与に含まれる。

② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

事故前 1 年間の収入額 - 必要経費 × 寄与率 × 対象休業日数
365 日

ア. 過去 1 年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前 1 年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事業開始初年度等のため、事故前 1 年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料が提出できない場合には、収入および必要経費を証明するその他の資料に基づき決定する。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。

③ 自由業者（報酬、料金または謝金により生計を営むものであって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外資員、著述業者、その他これに類する職種者をいう。）

事故前 1 年間の収入額（固定給を除く） - 必要経費 × 対象休業日数
365 日

過去 1 年間の収入額、必要経費については、「②商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準ずる。

(2) アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等

下記の算定方法による。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

事故直前 3 か月間の月例給与等 × 対象休業日数
事故直前 3 か月間の就労日数

- ① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1 週間の労働時間が 30 時間未満の者をいう。
- ② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。
- ③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

事故直前 3 か月間の就労日数 × 休業した期間の延べ日数
90 日

- ④ 家業の手伝いを行っているが、(1) ②の家族従業者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。
- (3) 家事従事者の場合
現実家事に従事できなかった日数（被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。）に対して、1 日につき 5,700 円とする。
- (4) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいう。

精神的損害は、各期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とする。

日額 × 対象日数 = 精神的損害の額

(1) 入院、期間区分による精神的損害の額

① 日額

入院 1 日につき、8,400 円
通院 1 日につき、4,200 円

② 対象日数

対象日数は、各期間区分ごとに定める次の割合を、入院、通院それぞれの基準日数に乘じて決定する。

事故から 3 か月までの期間	: 100%
事故から 3 か月超 6 か月までの期間	: 70%
事故から 6 か月超 9 か月までの期間	: 45%
事故から 9 か月超 13 か月までの期間	: 25%
事故から 13 か月超の期間	: 15%

ア. 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とする。

イ. 通院基準日数

各期間区分ごとの総日数（注 1）から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の 2 倍を上限として決定する。

なお、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の指示により次のいずれかに該当するギプスを常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含む。

- (7) 長管骨（注 2）の骨折および脊柱の骨折によるギプス
- (4) 長管骨（注 2）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注 2）部分も含めたギプス
- (2) 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

(注 1) 各期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいう。

(注 2) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいう。

(2) 妊婦が胎児を死産または流産した場合の精神的損害の額

(1) とは別に、次に掲げる表の金額を認定する。

妊娠月数（週数）	金額
妊娠3か月（12週）以内	30万円
妊娠4か月（13週）～6か月（24週）	50万円
妊娠7か月（25週）～9か月（36週）	80万円
妊娠10か月（37週）以上	120万円

4. その他の損害

上記1から3以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

第2 後遺障害による損害

（人身傷害条項第7条（損害額の決定）（1）②関係）

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。
なお、後遺障害の等級は、別表Ⅰによる。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部または全部を喪失したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式で計算する。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式で計算する。

$$\text{収入額} \times \left(\frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}}{\text{労働能力喪失率}} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}}{\text{労働能力喪失率}} \right) \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数} = \text{逸失利益の額}$$

（1）被保険者区分別逸失利益計算方法

① 有職者で現実収入額の立証が可能な者

下記いずれか高い額とする。

ア. 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

イ. 年齢別平均給与×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とすると、アと比較し高い額とする。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）、家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

③ 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合は18歳平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を上回る場合は、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

（2）収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記（1）の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は下記のとおりとする。

① 収入額

ア. [現実収入額]は、事故前1年間または後遺障害確定前1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故または後遺障害確定前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与または年齢別平均給与を基礎に決定する。

イ. 「年齢別平均給与」および「18歳平均給与」は付表Ⅰによる。

② 労働能力喪失率

付表Ⅱに定める各等級に対する喪失率を上限に、被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、事故前と後遺障害確定後の就労状況・日常生活状況等を勘案して、労働能力喪失率を決定する。

③ 労働能力喪失期間

被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業等を総合的に勘案して、労働能力喪失期間を決定する。ただし、就労可能年数の範囲内とする。

④ ライプニッツ係数（中間利息控除係数）

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表Ⅲによる。

2. 精神的損害

（1）精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等

による損害をいう。精神的損害の額は、後遺障害等級別下記のとおりとする。

① 介護を要する後遺障害

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円

② ①以外の後遺障害

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

（2）次のいずれかに該当する場合は、（1）にかかわらず、次のとおりとする。

①（1）①に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

②（1）②の第1級、第2級または第3級に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円

（3）（1）および（2）の場合において、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、次の算式で計算する。

$$\frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}}{\text{等級に対する精神的損害の額}} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}}{\text{等級に対する精神的損害の額}} = \text{精神的損害の額}$$

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の確定後に生ずる付添看護料および諸雑費をいう。将来の介護料が認められる場合は、下記の（1）、（2）、（3）および（4）により次の算式で計算する。

年間の介護料×介護期間に対応するライプニッツ係数

（1）介護料

① 別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき13万円とする。

② 別表Ⅰの1の第2級、別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき6万円5千円とする。

（2）介護期間

① 別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

医師の診断等を勘案して妥当な生存可能年数をもって介護期間を決定する。

② 別表Ⅰの1の第2級、別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案して介護期間を認定する。

（3）ライプニッツ係数（中間利息控除係数）

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによる。

（4）定期金による支払

別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払を希望した場合の将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6か月ごとの前払とする。

4. その他の損害

上記1から3以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし200万円を限度とする。

第3 死亡による損害

（人身傷害条項第7条（損害額の決定）（1）③関係）

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬儀費

原則として60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 逸失利益

逸失利益とは、死亡したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式で計算する。

(収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、被保険者が年金等の受給者である場合には、次の算式で計算された額を加える。
なお、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による提出性のある年金等を現に受給していた者に限ることとし、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者には加算しない。

(年金等の額－生活費) × $\left(\begin{array}{l} \text{平均余命に対応する} \\ \text{ライプニッツ係数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{就労可能年数に対応する} \\ \text{ライプニッツ係数} \end{array} \right)$

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

- ① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記いずれか高い額とする。

ア. (現実収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

イ. (年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とする。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者(定年退職者を除く。)、家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

- ④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は下記のとおりとする。

- ① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定する。

イ. 「年齢別平均給与額」および「18歳平均給与額」は付表Ⅰによる。

- ② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

ア. 被扶養者がいない場合 : 50%

イ. 被扶養者が1人の場合 : 40%

ウ. 被扶養者が2人の場合 : 35%

エ. 被扶養者が3人以上の場合 : 30%

- ③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Ⅳによる。

- ④ 平均余命

平均余命は付表Ⅴによる。

- ⑤ ライプニッツ係数(中間利息控除係数)

就労可能年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳ、平均余命に対応するライプニッツ係数は、被保険者の死亡時の平均余命および付表Ⅲによる。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいう。
被保険者の属性別に下記の金額とする。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

上記1から3以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

付表Ⅰ 全年齢平均給与額および年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

全年齢平均給与額 男子：415,400円
女子：275,100円

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

(労働基準局長通牒昭32.7.2基発第551号による。)

付表Ⅲ ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および 18 歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が 18 歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18 歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10 歳、労働能力喪失期間 20 年の場合

$$12.462 \text{ (20 年の係数)} - 6.463 \text{ (8 年の係数)} = 5.999$$

付表Ⅳ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数

【1】18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意志と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18 歳未満の学生および働く意志と能力を有する無職者（有職者・家事従事者、18 歳以上の学生以外）の場合の就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出する。

(例) 3 歳の幼児の場合

(1) 就労の終期（67 歳）までの年数 64 年（67 年－3 年）に対応する係数 19.119

(2) 就労の始期（18 歳）までの年数 15 年（18 年－3 年）に対応する係数 10.380

(3) 就労可能年数 49 年（64 年－15 年）

(4) 適用する係数 8.739（19.119－10.380）

【2】18 歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

付表Ⅴ 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	61	60	59	58	57	
	30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28
	60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2
	100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110才	111才	112才	113才	114才					
男	1	1	—	—	—					
女	1	1	1	1	1					

場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

第5条（保険金の請求）

- この特約により保険金が支払われる場合におけるその保険金の請求権は、次に規定する時のいずれか遅い時に発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 第3条（運転免許取得者に対する自動補償）（1）の条件をすべて満たした時
 - ② 普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（1）①に規定する時
 - ③ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第12条（保険金の請求）（1）に規定する時

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（5）自損事故傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
 - ② ご契約のお車の運行中、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下。ただし、被保険者がご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限りです。
- （注1）普通保険約款基本条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- （注2）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。
- （3）（1）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
- （注）創傷感染症
丹毒、淋肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- （4）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発

- 性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険者がご契約のお車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技（注4）を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 - ⑦ ご契約のお車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、またはご契約のお車が、危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- （注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注6）危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- （注7）業務
家事を除きます。
- （5）当社は、自動車取扱業者がご契約のお車を業務として受託している間に被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① ご契約のお車の保有者
 - ② ご契約のお車の運転者
 - ③ ①および②以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- （注）室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- （注）1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （2）（1）の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰ（注）の1または普通保険約款別表Ⅰ（注）の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- （注）普通保険約款別表Ⅰ
注書きも含みます。
- （2）既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- 普通保険約款別表Ⅰ（注）の1または普通保険約款別表Ⅰ（注）の2に掲げる加重後遺障害に該当する等級に定める金額
- 既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額
- 後遺障害保険金の額
- （注）普通保険約款別表Ⅰ
注書きも含みます。

第9条（医療保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができるようになった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

- ① 入院した場合
6,000円 × 入院日数 = 医療保険金の額
- ② 通院した場合
4,000円 × 通院日数^(注) = 医療保険金の額
- (注) 通院日数
①に該当した日数を除きます。
- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) (1)②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。
- ① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギプス
- ② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギプス
- ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス
- (注) 長管骨
上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。
- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療保険金を支払いせん。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響等)

- (1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかったことにより、第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条 (当会社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条(死亡保険金の支払)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条(後遺障害保険金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条(医療保険金の支払)および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとし、
- (注) それ以外の保険金
死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第13条 (保険金の請求)

- 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することが出来るものとする。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- ③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第14条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条 (準用規定)

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および普通保険約款別表1^(注)の規定を以下のとおり読み替えます。
- ① 普通保険約款基本条項第18条(重大事由による解除)(2)および(5)の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」

- ② 普通保険約款基本条項第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」,[第27条(保険金の請求)]とあるのは「この特約第13条(保険金の請求)」
- ③ 普通保険約款基本条項第31条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第13条(保険金の請求)」
- ④ 普通保険約款別表1(注)2の(3)の規定中「ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。」とあるのは「ただし、それぞれの等級に対するこの特約の別表に定める金額の合計額が上記の規定により決定した等級に対するこの特約の別表に定める金額に達しない場合は、その合計額とします。」
- (注) 普通保険約款別表1
注書きも含みます。

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

(6) 無保険車傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のお車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	ご契約のお車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第3条(保険金を支払う場合)(1)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかに場合に該当すると認められる自動車をい、相手自動車が明らかでないとき認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、この保険証券記載の保険金額に達しないとき認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額 ^(注2) が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰの1または普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる後遺障害 ^(注) もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害 ^(注) が生じることをいいます。 (注) 後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は次のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されない場合
- ② 無保険車事故が、普通保険約款人身傷害条項の保険金の支払対象となる事故である場合で、同条項より支払われるべき保険金の額がこの特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を下回る場合
- ③ 普通保険約款人身傷害条項第9条(支払保険金の計算)(3)の規定により人身傷害保険金が支払われる場合
- (2) (1) ②の場合、当会社は、その被保険者については、普通保険約款人身傷害条項による保険金を支払わず、既に支払っていたときにはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。
(注) 普通保険約款基本条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1) の損害の額は、第9条(損害額の決定)に定める損害の額とします。
- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)
- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
- (注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻

- 薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に陪伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
- ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りません。
- ③ 被保険者の使用者の業務^(注)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。
(注) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (3) ご契約のお車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注)には、当会社は、保険金を支払いません。
(注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- (4) 当会社は、自動車取扱業者がご契約のお車を業務として受託している場合は、その自動車の搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、ご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中のご契約のお車以外の自動車を競技もしくは曲技^(注1)のために使用すること、またはご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中のご契約のお車以外の自動車を競技もしくは曲技^(注1)を行うことを目的とする場所において使用^(注2)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(注1) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
(注2) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (6) 当会社は、ご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注1)を業務^(注2)として積載すること、またはご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中の自動車が、危険物^(注1)を業務^(注2)として積載した被牽引自動車を引き起こすことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(注1) 危険物
道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
(注2) 業務
家事を除きます。

第7条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者

- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ ①から④以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含まれません。
(3) (1)の妊娠中の被保険者の胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1の1または普通保険約款別表1の2に掲げる後遺障害^(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
(注) 後遺障害
その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解所見のないものを含みません。

第8条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条 (損害額の決定)

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
(2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
① 当社と保険金請求権者との間の協議
② ①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条 (費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。
① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要とすることは有益であった費用
② 普通保険約款基本条項第24条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
(注) 費用
収入の喪失を含みません。

第11条 (支払保険金の計算)

1回の無保険車事故につき当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	+	前条の費用
- 次の2つのうちいずれか高い額		次の①、②、④、⑤および⑥の合計額
		次の①、③、⑤および⑥の合計額
= 保険金の額		

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)
④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
⑥ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第12条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
① 賠償義務者の住所および氏名または名称
② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④ 保険金請求権者が第3条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
(2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条 (保険金の請求)

当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行行使することができるとします。

第16条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 第18条（重大事由による解除）の規定中（2）（注1）の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」、（2）（注2）および（5）②の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」ならびに（2）（注3）および（5）（注2）の「人身傷害条項」とあるのは「この特約」
② 第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「人身傷害条項または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」、「第27条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」
③ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」

(7) 人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者^(注1)がご契約のお車に搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、普通保険約款人身傷害条項および基本条項^(注2)に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。
(注2) 基本条項

ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(8) ファミリー一般傷害特約（家族型）

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーマービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故^(注)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
(注) 急激かつ偶然な外来の事故
以下「事故」といいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の故意または重大な過失
 - 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 9から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者が頸部症状群^(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - 被保険者の入浴中の溺水^(注2)。ただし、入浴中の溺水^(注2)が、当会社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者の誤嚥^(注3)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注3)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 頸部症状群

- いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 溺水
水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注3) 誤嚥
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
 - 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注1)に生じた事故によって被った傷害
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
ア、乗用具を用いて競技等をしている間^(注2)
イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間^(注3)
 - 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われるべき場合におけるその傷害
- (注1) 職業または職務に従事している間
通勤途上は含みません。
- (注2) 競技等をしている間
自動車等を用いて試運転をしている間を除きます。
- (注3) 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
自動車等を用いて試運転を行うことを目的とする場所において、試運転に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
- 入院した場合
 - 別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- (2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
- $$\text{入院保険金日額} \times (1) \text{①または②に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$
- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- $$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数}^{(注)} = \text{通院保険金の額}$$
- (注) 通院した日数
30日を限度とします。
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく生じた傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（特約の効力）

- 保険契約締結^(注1)の後、被保険者が死亡し、第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。
- (注) 保険契約締結
この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第11条（重大事由による特約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にごの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注11)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注11)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注11)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注11)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注11)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る入院保険金日額または通院保険金日額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同等に当会社のこれら者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 他の保険契約等
この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注3)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りです。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(注11)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害^(注11)に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 傷害
(2) ②または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) 保険金
(2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りです。

第12条（被保険者による特約の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注3)を解約することを求めることができます。
- ① この特約^(注3)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) ④による事由が生じた場合

- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれら者に対する信頼を損ない、この特約^(注3)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注3)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約^(注3)を解約しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注3)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (4) (3) の規定によりこの特約^(注3)が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第7条（入院保険金の支払）(1) ①および②のいずれかに該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- ② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条（代位）

- 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

- この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第16条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」
- ② 第23条（保険料の返還—解約の場合）(1)の規定中「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」
- ③ 第27条（保険金の請求）(5)の規定中「(2)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)」
- ④ 第27条（8）の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「(3)、(5)もしくはこの特約第13条（保険金の請求）(2)の書類」
- ⑤ 第28条（保険金の支払時期）(1) (注1) および (2) (注1) の規定中「前条 (2)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)」
- ⑥ 第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「傷害」、「第27条（保険金の請求）」とあるのは「第27条（保険金の請求）およびこの特約第13条（保険金の請求）」
- ⑦ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(1)」

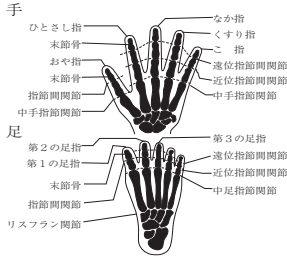
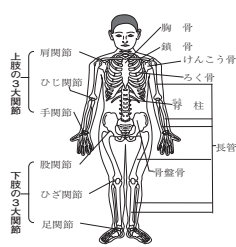
別表1 第4条（保険金を支払わない場合）(3) ①の運動等

- 山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) 山岳登山は
ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第7条（入院保険金の支払）(1) ②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。

3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
(注1) 手関節以上
4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
(注2) 関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

1. 保険金請求書
 2. 保険証券
 3. 当会社の定める傷害状況報告書
 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 7. 被保険者の印鑑証明書
 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 9. その他当会社が普通保険約款基本条項第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要を確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(9) ファミリー一般傷害特約（夫婦型）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故^(注)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
(注) 急激かつ偶然な外来の事故
以下「事故」といいます。
(2) (1) の傷害は、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうちそれが有る状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動^(注2)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群^(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないもの。この場合、その症状の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水^(注2)。ただし、入浴中の溺水^(注2)が、当会社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
 - ③ 被保険者の誤嚥^(注3)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注3)の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。
- (注1) 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 溺水
水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注3) 誤嚥
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
 - ② 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注1)に生じた事故によって被った傷害
 - ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間^(注2)
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間^(注3)
 - ④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われるべき場合のその傷害
- (注1) 職業または職務に従事している間
通勤途中は含みません。
- (注2) 競技等をしている間
自動車等を用いて試運転をしている間を除きます。
- (注3) 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
自動車等を用いて試運転を行うことを目的とする場所において、試運転に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者

- ② 記名被保険者の配偶者
- (2) (1)の記名被保険者と配偶者との統病は、傷害の原因となった事故発生時におけるもののをいいます。

第6条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (入院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

① 入院した場合

② この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

- (2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額

- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) 第6条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療従事者による処置に該当する場合は、その期間に含め、入院保険金を被保険者に支払います。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

通院保険金日額 × 通院した日数^(注) = 通院保険金の額

(注) 通院した日数

30日を限度とします。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときと相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受けるべき者が治療をせなかつたことにより第3条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条 (特約の失効)

保険契約締結^(注)の後、被保険者が死亡し、第5条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。

(注) 保険契約締結

この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第11条 (重大事由による特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者が、当会社に対するこの保険契約に基づく保険金を支払われることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 他の保険契約等

この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。

① 記名被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りませ

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害^(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第19条 (保険契約の解約・解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害^(注1)に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 傷害

(2) または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) 保険金

(3) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りませ

第12条 (被保険者による特約の解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の場合である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解約することを求めることができます。

① この特約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条 (1) ④による事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限りませ

- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限りませ

- (3) (1) ①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りませ

(注) その被保険者に係る部分に限りませ

- (4) (3) の規定によりこの特約^(注)が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限りませ

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用うことができるものとします。

① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になつた時、第7条 (入院保険金の支払) (1) ①および②のいずれにも該当しない程度になつた時または事故の発生日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時

② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になつた時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

この特約の適用においては、当社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

- ④ 第 21 条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」
- ⑤ 第 23 条（保険料の返還—解除・解約の場合）（1）の規定中「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」
- ⑥ 第 27 条（保険金の請求）（5）の規定中「（2）」とあるのは「この特約第 13 条（保険金の請求）（2）」
- ⑦ 第 27 条（8）の規定中「（2）、（3）もしくは（5）の書類」とあるのは「（3）、（5）もしくはこの特約第 13 条（保険金の請求）（2）の書類」
- ⑧ 第 28 条（保険金の支払時期）（1）（注 1）および（2）（注 1）の規定中「前条（2）」とあるのは「この特約第 13 条（保険金の請求）（2）」
- ⑨ 第 29 条（当会社が指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「傷害」、「第 27 条（保険金の請求）」とあるのは「第 27 条（保険金の請求）およびこの特約第 13 条（保険金の請求）」
- ⑩ 第 31 条（時効）の規定中「第 27 条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第 13 条（保険金の請求）（1）」

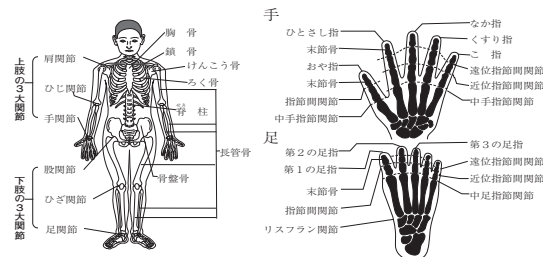
山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登山はん
ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククラ
イミング（フリークライミングを含みます。）
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 超軽量動力機
モーター操縦グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラ
シュート型超軽量動力機（パラブレイク機を除きます。）を除きます。

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注1) 手関節以上
その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



1. 保険金請求書
2. 保険証券

3. 当会社の定める傷害状況報告書
 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 7. 被保険者の印鑑証明書
 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 9. その他当会社が普通保険約款基本条項第 28 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等に欠くことのできるもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行^(注1)または試運転^(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。
乗用具	自動車等、モーターボート^(注)、ゴーカート、スノーマービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

(1) 当社は、被保険者が日本国内かつ自宅^(注1)の外において、急激かつ偶然な外来の事故^(注2)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 自宅

- 被保険者の居住の用に供される家屋内とします。家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを 1 単位とします。ただし、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、脱離設備等は同一家屋内とします。また、マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず、別家屋として取り扱います。
- (注 2) 急激かつ偶然な外来の事故
以下「事故」といいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定める運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

- または暴動^(注2)
- ① 核燃料物質^(注3) もしくは核燃料物質^(注3) によって汚染された物^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ③ ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 法令に定められた運転技能
- 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注2) 暴動
- 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
- 使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群^(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的見地所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかんときでも、保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水^(注2)。ただし、入浴中の溺水^(注2) が、当会社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
- ③ 被保険者の誤嚥^(注3) によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注3) の原因がいかんときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 頸部症候群
- いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 溺水
- 水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注3) 誤嚥
- 食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
- ② 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注1) に生じた事故によって被った傷害
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
- ア. 乗用具を用いて競技等を行っている間^(注2)
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間^(注3)
- ④ 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金に支払われるべき場合のその傷害
- (注1) 職業または職務に従事している間
- 通勤途上を含みます。
- (注2) 競技等を行っている間
- 自動車等を用いて試運転をしている間を除きます。
- (注3) 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
- 自動車等を用いて試運転を行うことを目的とする場所において、試運転に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
- ① 入院した場合
- ② この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- (2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
- 入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額
- (3) (1)の期間は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」と判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
- 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給

- 付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- 通院保険金日額 × 通院した日数^(注) = 通院保険金の額
- (注) 通院した日数
- 30日を限度とします。
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（特約の失効）

- 保険契約締結^(注)の後、被保険者が死亡し、第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。
- (注) 保険契約締結
- この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第11条（重大事由による特約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 反社会的勢力
- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 他の保険契約等
- この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウま

- またはオのいずれかに該当すること。
- (注) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで^(注1)に発生した傷害^(注1)に対しては、当社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注1) 傷害
- (2) ②または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) 保険金
- (2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条（被保険者による特約の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解約することを求めることができます。
- ① この特約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) ④による事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらに対する信頼を損ない、この特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの特約^(注)が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になつた時、第7条（入院保険金の支払）(1) ①および②のいずれにも該当しない程度になつた時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- ② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になつた時、通院保険金の支払われる日数が30日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて60日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、この特約の別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条（代位）

当社が保険金を支払った場合でも、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第21条（保険料の返還・無効または失効の場合）(2) の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」
- ② 第23条（保険料の返還・解除・解約の場合）(1) の規定中「当社が保険契約を解除した場合」とあるのは「当社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」
- ③ 第27条（保険金の請求）(5) の規定中「(2)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)」
- ④ 第27条 (8) の規定中「(2)、(3) もしくは (5) の書類」とあるのは「(3)、(5) もしくはこの特約第13条（保険金の請求）(2) の書類」
- ⑤ 第28条（保険金の支払時期）(1) (注1) および (2) (注1) の規定中「前条 (2)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)」

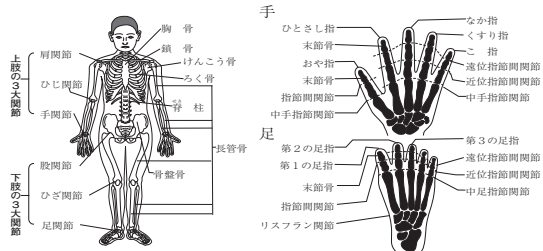
- ⑥ 第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「傷害」、[第27条（保険金の請求）]とあるのは「第27条（保険金の請求）およびこの特約第13条（保険金の請求）」
- ⑦ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(1)」

別表1 第4条（保険金を支払わない場合）(3) ①の運動等

- 山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) 山岳登山は
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フロッククライミングを含みます。）
- (注2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第7条（入院保険金の支払）(1) ②の入院保険金を支払う状態

- 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
 - 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。
 - 両耳の聴力を失っていること。
 - 両上肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
 - 下肢の機能を失っていること。
 - 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - 神経終末または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (注1) 手関節以上
その関節より心臓に近い部分をいいます。
- (注2) 関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

- 保険金請求書
 - 保険証券
 - 当社の定める傷害状況報告書
 - 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書
 - 被保険者の印鑑証明書
 - 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - その他当社が普通保険約款基本条項第28条（保険金の支払時期）(1) に定める必要を確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(11) ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車を含みます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーマービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内かつ自宅^(注1)の外において、急激かつ偶然な外来の事故^(注2)によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- (注1) 自宅
被保険者の居住の用に供される家屋内とします。家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋根、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位とします。ただし、台所等の生活用設備を有さない〔はなれ、〓勉強部屋〕等は同一家屋内とします。また、マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず、別家屋として取り扱います。
- (注2) 急激かつ偶然な外来の事故
以下「事故」といいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
- (注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の故意または重大な過失
 - 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
 - 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合を除きます。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ③から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者が頸部症候群^(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的覚見所のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- きでも、保険金を支払いません。
 - 被保険者の入浴中の溺水^(注2)。ただし、入浴中の溺水^(注2)が、当会社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者の誤嚥^(注3)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(注3)の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (注2) 溺水
水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注3) 誤嚥
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者がこの特約の別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害
 - 被保険者がその職業または職務に従事している間^(注1)に生じた事故によって被った傷害
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
 - 乗用具を用いて競技等をしている間^(注2)
 - 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間^(注3)
 - 被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対し、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われるべき場合のその傷害
- (注1) 職業または職務に従事している間
通勤途上を含みません。
- (注2) 競技等をしている間
自動車等を用いて試運転をしている間を除きます。
- (注3) 競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
自動車等を用いて試運転を行うことを目的とする場所において、試運転に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
- (2) (1) の記名被保険者と配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
- 入院した場合
 - この特約の別表2のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。
- $$\text{入院保険金日額} \times (1) \text{①または②に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$
- (3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて60日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- $$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数}^{(注)} = \text{通院保険金の額}$$
- (注) 通院した日数
30日を限度とします。
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 60 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第 9 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第 3 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第 3 条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 10 条 (特約の失効)

- 保険契約締結^(注1)の後、被保険者が死亡し、第 5 条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者がいなくなった場合は、この特約は効力を失います。
- (注) 保険契約締結
この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、この特約の中途付帯をいいます。

第 11 条 (重大事由による特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等^(注2)との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたれられるおそれがあると認められること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注 1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注 2) 他の保険契約等
この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約^(注)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ②または③の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第 19 条 (保険契約の解約・解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害^(注1)に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注 1) 傷害
- (注 2) ②または③の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注 2) 保険金
- (2) ③の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第 12 条 (被保険者による特約の解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外のある場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対してこの特約^(注)を解約することを求めることができます。
- ① この特約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為

のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) ④による事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらに対する信頼を損ない、この特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者の間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に替い変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの特約^(注)が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 13 条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるとします。
- ① 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第 7 条 (入院保険金の支払) (1) ①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて 60 日を経過した時のいずれか早い時
- ② 通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が 30 日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて 60 日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、この特約の別表 3 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第 14 条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 15 条 (運転者本人・配偶者限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第 16 条 (準用規定)

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。
- ① 第 21 条 (保険料の返還―無効または失効の場合) (2) の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのは「保険契約が失効する場合またはこの特約が失効する場合」
- ② 第 23 条 (保険料の返還―解除・解約の場合) (1) の規定中「当会社が保険契約を解除した場合」とあるのは「当会社が保険契約もしくはこの特約を解除した場合」
- ③ 第 27 条 (保険金の請求) (5) の規定中「(2)」とあるのは「この特約第 13 条 (保険金の請求) (2)」
- ④ 第 27 条 (8) の規定中「(2)、(3) もしくは (5) の書類」とあるのは「(3)、(5) もしくはこの特約第 13 条 (保険金の請求) (2) の書類」
- ⑤ 第 28 条 (保険金の支払時期) (1) (注 1) および (2) (注 1) の規定中「前条 (2)」とあるのは「この特約第 13 条 (保険金の請求) (2)」
- ⑥ 第 29 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) (1) の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「傷害」、「第 27 条 (保険金の請求)」とあるのは「第 27 条 (保険金の請求) およびこの特約第 13 条 (保険金の請求)」
- ⑦ 第 31 条 (時効) の規定中「第 27 条 (保険金の請求) (1)」とあるのは「この特約第 13 条 (保険金の請求) (1)」

別表 1 第 4 条 (保険金を支払わない場合) (3) ①の運動等

- 山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2) 操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注 1) 山岳登山は
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。)
- (注 2) 航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注 3) 超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

別表2 第7条（入院保険金の支払）（1）②の入院保険金を支払う状態

- 1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
- 2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。
- 3. 両耳の聴力を失っていること。
- 4. 両上肢の手関節以上^(注1)のすべての関節の機能を失っていること。
- 5. 1下肢の機能を失っていること。
- 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注1) 手関節以上
その関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図

用語	定義
被扶養者	搭乗者傷害事故発生時点で、扶養者がその親権者となっている、満18歳未満の未婚の子をいいます。
扶養者	普通保険約款搭乗者傷害条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、被扶養者を扶養しており、かつ、主として生計を維持している者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、この特約に従い、育英費用保険金を支払います。

① 扶養者が、搭乗者傷害事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当する状態になること。

ア. 死亡したこと。

イ. 普通保険約款別表Ⅰの1もしくは普通保険約款別表Ⅰの2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険証券記載の搭乗者傷害保険金額に乘じた額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表Ⅰの2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じること。

② 普通保険約款搭乗者傷害条項^(注)の規定により保険金が支払われること。

③ 扶養者が搭乗者傷害事故発生時点で被保険者の親権者であること。

(注) 普通保険約款搭乗者傷害条項

ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(2) 扶養者が、搭乗者傷害事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定します。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、第1条（用語の定義）に定める被扶養者である者を行います。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（支払保険金）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合）の育英費用保険金を支払う場合に、500万円を支払います。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、扶養者が死亡した時、扶養者に第3条（保険金を支払う場合）（1）①イの後遺障害が生じた時または搭乗者傷害事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとし

第8条（代位）

当会社が育英費用保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項、基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第18条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。

〔2〕当会社は、被保険者^(注)が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、（保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。〕

② 第18条（4）の規定を、次のとおり読み替えます。

〔（4）保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまではオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。〕

③ 第18条（5）の規定は、適用しません。

④ 第31条（時効）の「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）」と読み替えます。

（14）搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

別表3 保険金請求書類

- 1. 保険金請求書
 - 2. 保険証券
 - 3. 当会社の定める傷害状況報告書
 - 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - 6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - 7. 被保険者の印鑑証明書
 - 8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - 9. その他当会社が普通保険約款基本条項第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要を確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- 注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（12）搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者が、同条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、同条項第9条（医療保険金の支払）に定める医療保険金を支払う場合は、同条（1）に定める医療保険金を2倍にして支払います。

第4条（準用規定）

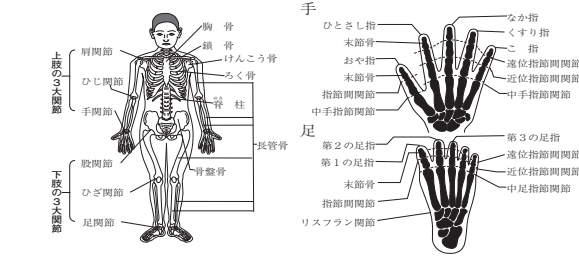
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項、基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（13）搭乗者傷害の育英費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
搭乗者傷害事故	普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。



第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第7条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同条項第8条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

（15）車両危険限定補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、ご契約のお車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注2）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限りです。
- ② ご契約のお車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
- ③ 盗難によって生じた損害（注3）
- ④ 騒ぎようまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑥ 落害または窓ガラス破損の損害（注4）
- ⑦ いたずらによって生じた損害（注5）
- ⑧ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑨ ①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

- （注1）基本条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- （注2）登録番号等
登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
- （注3）ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に生じた損害を含みます。
- （注4）窓ガラス破損の損害
窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。
- （注5）ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を出さない場合）

被保険者は、前条①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書を代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② ご契約のお車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（16）レンタカー費用補償特約（実損払）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
レンタカー借入れ期間	第7条（保険金の請求）（2）に定める書類により証明されたレンタカーの借入れ期間をいいます。
レンタカー費用	被保険者がご契約のお車の代替交通手段としてレンタカー（注）を借り入れるために必要な費用をいいます。 （注）当会社が使用について承認するレンタカーに限ります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかの事故により、ご契約のお車が普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める損害を被った結果として使用ができなくなり、かつ、被保険者が、ご契約のお車の代替交通手段としてレンタカーを借入れた場合に、この特約に従い、第6条（支払保険金の計算）に定める金額をレンタカー費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 普通保険約款車両条項第2条（1）に定める事故。ただし、②を除きます。
- ② 盗難。ただし、ご契約のお車の全部が盗難にあった場合に限りです。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ご契約のお車に生じた損害が、普通保険約款車両条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）、第5条（保険金を支払わない場合－その2）または第6条（保険金を支払わない場合－その3）に定める損害に該当する場合は、レンタカー費用保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者またはご契約のお車の所有者をいいます。

第6条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、レンタカー借入れ日数はレンタカー借入れ期間に対し、30日を限度とします。

レンタカー借入れ期間に被保険者がレンタカーを借入れることによって負担した1日あたりのレンタカー費用

×

レンタカー借入れ日数

=

保険金の額

（2）（1）の規定にかかわらず、レンタカー借入れ期間であっても、次のいずれかに定める日以降の期間については、当会社は、レンタカー費用保険金を支払いません。

- ① 第3条（保険金を支払う場合）①の場合
次の日をいいます。
ア、ご契約のお車の損傷を修理することができない場合
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車を新規に取得（注）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借入れた日
イ、上記ア、以外で、ご契約のお車の損傷を修理しない場合
次のいずれかの日
（ア）被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新規に取得（注）する場合または1年以上を期間とする貸借契約により借入れる場合は、その取得（注）した日または借入れた日
（イ）（ア）以外の場合は、被保険者がレンタカーを借入れた日から起算して、ご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が被保険者の手元に戻るであろう日
ウ、ご契約のお車の損傷を修理する場合
ご契約のお車が修理完了後、被保険者の手元に戻った日。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。
- ② 第3条②の場合
次の日をいいます。
ア、ご契約のお車が発見されなかった場合
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車を新規に取得（注）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借入れた日
イ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき。
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車を新規に取得（注）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借入れた日
ウ、上記イ、以外で、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理しないとき。
次のいずれかの日

(ア) 被保険者がご契約のお車の代替とする自動車を新規に取得^(注2)する場合または1年以上を期間とする貸借契約により借入れる場合は、その取得^(注2)した日または借入れた日

(イ) (ア)以外の場合は、ご契約のお車が発見されて被保険者の手元に戻った日から起算して、ご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が被保険者の手元に戻るであろう日

エ. ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理するとき。

ご契約のお車が修理完了後、被保険者の手元に戻った日。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。

オ. ご契約のお車が発見された場合であって、損傷がないとき。
ご契約のお車が発見されて、被保険者の手元に戻った日。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ被保険者の手元に戻ったであろう日とします。

(注) 取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(3) 当社は、レンタカー費用のうち、回収金^(注1)がある場合において、回収金^(注1)の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、(1)および(2)に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2) 自己負担額
次の算式によって算出される額とします。

レンタカー費用 - レンタカー費用保険金の額 = 自己負担額

(4) 当社は、(1)、(2)および(3)の規定によって支払うべきレンタカー費用保険金と普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)に定める保険金の合計額が保険証券記載の車両保険金額を超える場合であっても、レンタカー費用保険金を支払います。

(5) レンタカー費用保険金に関しては、他の保険契約等^(注3)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)の規定によりレンタカー費用保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条(2)④の規定中「対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用および車両条項第13条(車両全損時臨時費用保険金)の臨時費用」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等
第3条(保険金を支払う場合)と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(1)④の規定にかかわらず、前条の規定によって当会社が保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行使用することができるとします。

(2) 被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、レンタカーを借入れた事実、日数およびレンタカー費用を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第8条 (他の特約との関係)

この保険契約に他車運転転厄補償特約が適用される場合には、他車運転転厄補償特約第4条(保険金を支払う場合-車両損害)(1)①(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第9条 (準用規定)

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり適用します。

① 第18条(重大事由による解除)(2)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(2)当会社は、被保険者^(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができず。

(注) 被保険者
この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第18条(4)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第18条(5)の規定は、適用しません。

④ 第27条(保険金の請求)(5)の規定中「(2)」とあるのは「(2)およびこの特約第7条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。

⑤ 第27条(8)の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「(2)、(3)、(5)もしくはこの特約第7条(保険金の請求)(2)の書類」と読み替えます。

⑥ 第28条(保険金の支払時期)(1)(注1)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第7条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。

⑦ 第31条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第

7条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
(2) 普通保険約款車両条項第16条(盗難自動車の返還)の「既に受け取った保険金」には、この特約によるレンタカー費用保険金を含めないものとします。

(17) 事故付随費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故付随費用保険金	臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅費用保険金および搬送・引取費用保険金をいいます。
車両事故	普通保険約款車両条項および基本条項 ^(注2) に従い保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。 (注) 普通保険約款車両条項および基本条項 ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
搬送・引取費用	車両事故によりご契約のお車が自力で走行できなくなった場合 ^(注1) における、次の費用をいいます。ただし、盗難にあったご契約のお車を引き取るために必要であった費用を除きます。 ① 損傷の修理が完了していないご契約のお車を、修理工場等から記名被保険者の居住地 ^(注2) にもよりの他の修理工場または当会社の指定する場所まで陸送等により運搬するために要した費用 ② 損傷の修理が完了したご契約のお車を、修理工場等から記名被保険者の居住地 ^(注2) その他の当会社の指定するご契約のお車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所まで陸送等により運搬するために要した費用 (注1) 自力で走行できなくなった場合 法令により走行が禁じられる場合を含みます。 (注2) 記名被保険者の居住地 保険証券記載の記名被保険者の住所をいいます。
臨時帰宅費用	車両事故によりご契約のお車が自力で走行できなくなった場合 ^(注2) に、被保険者が、合理的な経路および方法により、事故発生地から居住地まで帰宅するため、または当面の目的地へ移動するために負担した交通費をいいます。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額を含みません。 (注) 自力で走行できなくなった場合 盗難により使用できない場合、または法令により走行が禁じられる場合を含みます。
臨時宿泊費用	車両事故によりご契約のお車が自力で走行できなくなった場合 ^(注1) に、被保険者が臨時に宿泊せざるを得なかったために、事故発生地からよりのホテル等の宿泊施設 ^(注2) に臨時に宿泊した場合に、被保険者が負担した1泊分の客室料 ^(注3) をいいます。 (注1) 自力走行できなくなった場合 盗難により使用できない場合、または法令により走行が禁じられる場合を含みます。 (注2) ホテル等の宿泊施設 居住施設を除きます。 (注3) 客室料 飲食費用を含みません。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項^(注2)により保険金が支払われる場合に、車両事故に伴って被保険者が臨時宿泊費用、臨時帰宅費用または搬送・引取費用を負担したことによって被った損害に対し、この特約に従い、事故付随費用保険金を支払います。

(注) 基本条項
ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約において被保険者とは、普通保険約款車両条項第7条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者^(注2)をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注1) 乗車装置またはその装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場合を除きます。

(注2) 乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者
一時的にご契約のお車から離れている者を含みます。

(2) (1)に加え、搬送・引取費用保険金の被保険者には、ご契約のお車の所有者を含めるものとします。ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

- ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第5条（事故付随費用保険金の支払額）

（1）当社は、次の規定に従い、事故付随費用保険金を支払います。

① 臨時宿泊費用保険金

被保険者が負担した臨時宿泊費用の額を、臨時宿泊費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名あたり1万円を限度とします。

② 臨時帰宅費用保険金

被保険者が負担した臨時帰宅費用の額を、臨時帰宅費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名あたり2万円を限度とします。

③ 搬送・引取費用保険金

被保険者が負担した搬送・引取費用の額を、搬送・引取費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき10万円を限度とします。

（2）臨時宿泊費用、臨時帰宅費用および搬送・引取費用のうち、回収金^{（注1）}がある場合において、回収金^{（注1）}の額が被保険者の自己負担額^{（注2）}を超過するときは、当社は（1）に定めるそれぞれの保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

（注2）自己負担額

次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{臨時宿泊費用}} - \boxed{\text{臨時宿泊費用保険金の額}} = \boxed{\text{自己負担額}}$$

$$\boxed{\text{臨時帰宅費用}} - \boxed{\text{臨時帰宅費用保険金の額}} = \boxed{\text{自己負担額}}$$

$$\boxed{\text{搬送・引取費用}} - \boxed{\text{搬送・引取費用保険金の額}} = \boxed{\text{自己負担額}}$$

（3）他の保険契約等^{（※）}がある場合は、当社は、臨時宿泊費用、臨時帰宅費用および搬送・引取費用のそれぞれ各別に普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および（2）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条（2）③の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。

（注）他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第6条（現物による支払）

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、修理完了後のご契約のお車の搬送等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、事故付随費用保険金の支払に代えることができます。

第7条（保険金の請求）

当社に対する事故付随費用保険金の請求権は、当社が支払うべき事故付随費用保険金の金額が確定した時に発生し、これを行使用することができるものとします。

第8条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転転危険補償特約が適用される場合には、他車運転転危険補償特約第4条（保険金を支払う場合―車両損害）（1）（注2）の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第18条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。

「（2）当社は、被保険者^{（※）}が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができるとする。

（注）被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」

② 第18条（4）の規定を、次のとおり読み替えます。

「（4）保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第18条（5）の規定は、適用しません。

④ 第31条（効力）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）」と読み替えます。

（18）身の回り品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車両事故	普通保険約款車両条項および基本条項 ^{（※）} により保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。 （注）普通保険約款車両条項および基本条項 ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
被保険者	身の回り品の所有者をいいます。
ご契約のお車の付属品	ご契約のお車に定着または装備されている物および車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器 ^{（※）} 等をいいます。 （注）ETC車載器 ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時における、損害が生じた身の回り品の価額をいいます。
身の回り品	ご契約のお車の車室内もしくはトラック内に収容またはキャリア ^{（注1）} に固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。 ただし、次のものは含みません。 ① ご契約のお車の付属品およびご契約のお車の原動機用燃料タンク内の燃料 ② 自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、ヨット、モーターボート、水上バイク、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ③ ラジコン模型およびその付属品 ④ ノート型パソコンおよびその付属品 ⑤ 携帯電話、P.H.S、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑥ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ⑦ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けているもの ⑧ 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書 ^{（注2）} 、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー ^{（注3）} 、鉄道・船舶・航空機の定期券その他これらに準ずるもの。ただし、定期券以外の鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券は、身の回り品に含みます。 ⑨ 貴金属、宝玉石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ⑩ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状その他これらに準ずるもの ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの ^{（注4）} ⑫ 動物、植物等の生物 ⑬ 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類するもの （注1）キャリア 自動車の屋根またはトラック上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。 （注2）預貯金証書 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 （注3）電子マネー 決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。 （注4）市販されていないものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款車両条項および基本条項^{（※）}により保険金が支払われる場合に、その車両事故に伴って身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、キャリアに固定された身の回り品のみが盗難されたことによって生じた損害を除きます。

（注）基本条項

ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

（2）当社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当社に告げることを要しません。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^{（※）}

② 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主^{（※）}

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人

- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
- (注) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 紛失
 - ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ③ 故障損害^(註)
- (注) 故障損害
偶然な外来の事故に起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。
- ① 身の回り品の損傷を修理することができない場合は、保険価額的全額
- ② ①以外の場合は、次の算式によって算出される額を損害額とします。ただし、保険価額を限度とします。
- 損害が生じた地および時に、損害を生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費

+

次条に定める費用

-

修理に際し部分品を交換したために損害を生じた身の回り品全体として価格の増加を生じた場合は、その増加額

+

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価格

= 損害額
- ③ 次条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- (2) 損害を生じた身の回り品が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合に、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第6条 (費用)

- 前条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。
- ① 普通保険約款基本条項第24条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第24条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
 - ④ フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

第7条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額とし、保険金額を限度とします。
- (2) 回収金^(註1)がある場合において、回収金^(註1)の額が被保険者の自己負担額^(註2)を超過するときは、当会社は(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収した金額をいいます。
- (注2) 自己負担額
次の算式によって算出される額とします。

すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額

-

保険金の額

=

自己負担額

- (3) 被保険者が2名以上いる場合は、(1)に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。
- ① 各被保険者別の損害額。ただし、回収金^(註)を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額
- (注) 回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収した金額をいいます。
- (4) 当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(註)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第26条(2)③の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。
- (注) 他の保険契約等
第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条 (現物による支払)

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第9条 (被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が損害が生じた身の回り品に対して全損^(註)として保険金を支払った場合は、損害が生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (注) 全損

- 身の回り品の損傷を修理することができない場合、または損害が生じた地および時に、損害が生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費が、損害が生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思表示して保険金を支払ったときは、損害が生じた身の回り品について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金の請求権は、事故発生の時に発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(2)に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書を当会社に提出しなければなりません。

第11条 (盗難の際の調査)

- (1) 身の回り品について盗難が生じた場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に對し詳細な陳述を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく(2)の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金支払前に盗難身の回り品が回収された場合の措置)

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に破損または汚損がある場合を除きます。

第13条 (他の特約との関係)

この保険契約に他車運転転危険補償特約が適用される場合には、他車運転転危険補償特約第4条(保険金を支払う場合—車両損害)(1)(注2)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第14条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。
- (2) (1)において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。
- ① 第18条(重大事由による解除)(2)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(2) 当会社は、被保険者^(註)が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
(注) 被保険者
この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」
 - ② 第18条(4)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(4) 保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」
 - ③ 第18条(5)の規定は、適用しません。
 - ④ 第24条(事故発生時の義務)の「ご契約のお車」とあるのは「身の回り品」と読み替えます。
 - ⑤ 第27条(保険金の請求)(5)の規定中「(2)」とあるのは「(2)およびこの特約第10条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
 - ⑥ 第27条(8)の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「(2)、(3)、(5)もしくはこの特約第10条(保険金の請求)(2)の書類」と読み替えます。
 - ⑦ 第28条(保険金の支払時期)(1)(注1)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第10条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
 - ⑧ 第31条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第10条(1)」と読み替えます。
 - ⑨ 第33条(代位)の規定中「車両損害」とあるのは「身の回り品損害」と読み替えます。
- (3) (1)において、普通保険約款車両条項第16条(盗難自動車の返還)の「ご契約のお車」を「身の回り品」と読み替えます。

(19) 他車運転転危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。

家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車 ^(注1) または常時使用する自動車以外の自動車であって、その用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車 ^(注1) または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小形乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用小形貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） ⑧ 特種用途自動車 ^(注2) (注1) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 (注2) 特種用途自動車 自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限りします。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、記名被保険者またはその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項^(注)ならびに基本条項第 18 条（重大事由による解除）の規定を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者またはその家族に限りします。
(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第 2 条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、他の自動車について生じた 1 回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) 他の自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償条項第 8 条（当会社による解決）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第 4 条（保険金を支払う場合－車両損害）

- (1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合には、他の運転自動車^(注1)をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項^(注2)および基本条項第 18 条（重大事由による解除）の規定を適用します。この場合において、他の運転自動車^(注1)の保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、他の運転自動車^(注1)の損害が生じた地および時における価格^(注3)とします。ただし、普通保険約款車両条項第 13 条（車両全損時臨時費用保険金）の規定は適用しません。
(注1) 他の運転自動車
記名被保険者またはその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をいいます。
(注2) 普通保険約款車両条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(注3) 他の運転自動車の損害が生じた地および時における価格
他の運転自動車と同一の用途車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
- (2) (1) の規定により、当会社が支払うべき保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第 5 条（保険金を支払う場合－自損傷害）

- 当会社は、この保険契約に自損事故傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約^(注1)および普通保険約款基本条項第 18 条（重大事由による解除）の規定を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中^(注3)の次のいずれかに該当する者に限りします。
- ① 記名被保険者
② 家族
(注1) 自損事故傷害特約
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(注2) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注3) 搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第 6 条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項、車両条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者^(注1)の使用者の業務^(注2)のために、その使用者の所有する自動車^(注3)を運転しているとき。
② 被保険者^(注1)が役員^(注4)となっている法人の所有する自動車^(注3)を運転しているとき。
③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
④ 被保険者^(注1)が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (注1) 被保険者
第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）（1）および第 5 条（保険金を支払う場合－自損傷害）に規定する被保険者に限りします。
(注2) 業務
家事を除きます。
(注3) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
(注4) 役員
理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 7 条（ご契約のお車の譲渡の場合）

- この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第 11 条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第 8 条（重大事由による解除に関する特約）

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。
- (2) (1) において、普通保険約款車両条項^(注)が適用されている場合には、普通保険約款基本条項第 18 条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えます。
- ① （1）（注 1）の規定中「記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「記名被保険者」
② （2）（注 1）の規定中「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「車両条項」、「記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「記名被保険者」
③ （5）の規定中「車両条項の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合、または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害または傷害については適用しません。」となるのは「（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害または傷害については適用しません。」
- (注) 普通保険約款車両条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

（ 2 0 ） 自動車事故弁護士費用等補償特約

第 1 条（用語の定義）

- この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のお車以外の自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
財物の損壊	被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取 ^(注) されることをいいます。 (注) 盗取 詐欺を含みません。
自動車被害事故	被保険者が相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により被害を被ることをいいます。
身体障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損害賠償請求	保険金請求権者が行う賠償義務者に対する自動車被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求をいいます。

損害賠償請求費用	弁護士報酬、司法書士報酬^(注1)、行政書士報酬^(注2)、訴訟費用、仲裁、解明もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用^(注3)をいいます。 (注1) 弁護士報酬、司法書士報酬 着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士の委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 (注2) 行政書士報酬 書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。 (注3) その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 法律相談費用を除きます。
賠償義務者	自動車被害事故により被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	身体障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
法律相談	損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談^(注) ③ 行政書士が行う行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3第4号に規定する相談 (注) 同項第7号に規定する相談 司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限りです。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金請求権者	自動車被害事故によって被害を被った被保険者^(注)をいいます。 (注) 被害を被った被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
- 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が法律相談を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
- 当会社は(1)および(2)に規定する費用のうち普通保険約款对人賠償条項および対物賠償条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- 当会社は、自動車被害事故が保険期間中に生じ、かつ、保険金請求権者が賠償義務者に対する自動車被害事故にかかわる損害賠償請求または法律相談を自動車被害事故の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限り弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した自動車被害事故
 - 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した自動車被害事故
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者が自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者^(注1)である場合に、被保険者が業務として受託したご契約のお車に搭乗中に発生した自動車被害事故

- 自動車検査査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に発生した自動車被害事故
- 被保険者が自動車を競技もしくは曲技^(注2)のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技^(注2)を行うことを目的とする場所において使用^(注3)することによって発生した自動車被害事故
- 被保険者が搭乗中の自動車を危険物^(注4)を業務^(注5)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車を、危険物^(注4)を業務^(注5)として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した自動車被害事故
- 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物^(注6)および業務に関連して受託した財物について生じた自動車被害事故
- 次条(1)⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、ご契約のお車およびその他の自動車の車室内もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア^(注7)に固定されていない財物について生じた自動車被害事故
- ① 自動車を取り扱うことを業としている者
これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- ② 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- ③ 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- ④ 危険物
道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- ⑤ 業務
家事を除きます。
- ⑥ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物
ご契約のお車を除きます。
- ⑦ キャリア
自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

- 当会社は、財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似的事由による財物の損壊によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ① 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - ② 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - ③ 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 被保険者の父母、配偶者または子
 - 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。
 - 被保険者の使用者の業務^(注)に相手自動車を_using_している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限りです。
 - 業務
家事を除きます。

第5条 (被保険者の範囲)

- この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ①から④まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者
 - ①から⑤まで以外の者で、ご契約のお車の所有者^(注2)。ただし、ご契約のお車の自動車被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合に限りです。
- ① 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (注2) ご契約のお車の所有者
所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主を含みます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (損害の範囲と責任の限度)

- (1) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、第3条 (保険金を支払う場合) (1)の損害の額とします。ただし、<別紙>弁護士費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の自動車被害事故につき、300万円を限度とします。
- (2) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、第3条 (保険金を支払う場合) (2)の損害の額とします。ただし、1回の自動車被害事故につき、10万円を限度とします。
- (3) 当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条(2)②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。
- (注) 他の保険契約等
第3条 (保険金を支払う場合) と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合または訴訟の提起を行う場合には、当会社に次の事項について事前に書面で通知しなければなりません。
- ① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報
 - ② 被害の具体的な内容
 - ③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容
 - ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または(1)①から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第9条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交す書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第10条 (一連の損害賠償請求)

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (2) 当会社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が損害賠償請求費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行便することができるものとします。

第12条 (運転者本人・配偶者限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第13条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第18条 (重大事由による解除) (2)の規定を、次のとおり読み替えます。
- 〔2〕当会社は、被保険者^(注)またはこの特約の保険金請求権者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分を解除することができます。
- (注) 被保険者
この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。〕
- ② 第18条 (4)の規定を、次のとおり読み替えます。

- 〔(4) 保険契約者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者もしくは保険金請求権者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者またはこの特約の保険金請求権者に生じた損害については適用しません。〕
- ③ 第18条 (5)の規定は、適用しません。
- ④ 第31条 (時効)の「第27条 (保険金の請求) (1)」とあるのは「この特約第11条 (保険金の請求) (2)」と読み替えます。

<別紙> 弁護士費用保険金支払限度額

「用語の定義」

この別紙における用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」およびこの特約第1条 (用語の定義) による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間 ^(注) を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 処理に要した時間 移動に要する時間を含みます。
事件等	事件または法律事務をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
認定司法書士	司法書士法 (昭和25年法律第197号) 第3条 (業務) 第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ1. から5. までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

1. 着手金

- (1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益^(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

	経済的利益 ^(注)	金額
①	125万円以下の場合	10万円
②	125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益 ^(注) ×8%
③	300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益 ^(注) ×5%+9万円
④	3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益 ^(注) ×3%+69万円
⑤	3億円を超える場合	経済的利益 ^(注) ×2%+369万円

- (2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、上記(1)の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。
- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
 - ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
 - ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
 - ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合
- (3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記(1)に定める額から既に受け取っていた調査事件の手料金を差し引くこととします。

(注) 経済的利益

弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当な金額をいし、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

2. 報酬金

- (1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益^(注)に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

	経済的利益 ^(注)	金額
① 300 万円以下の場合	経済的利益 ^(注) × 16 %	
② 300 万円を超え 3,000 万円以下の場合	経済的利益 ^(注) × 10 % + 18 万円	
③ 3,000 万円を超え 3 億円以下の場合	経済的利益 ^(注) × 6 % + 138 万円	
④ 3 億円を超える場合	経済的利益 ^(注) × 4 % + 738 万円	

(2) 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注) 経済的利益

弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

3. 時間制報酬

(1) 弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間^(注) 1 時間あたり 2 万円とします。
(2) 上記（1）の規定において、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30 時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30 時間を超える時間分とすることができます。

(注) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間

事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月 1 回の割合で提出され、事務処理に要した時間が 1 分単位で記載されたもの）に限ります。）により確認されたものとします。

4. 手数料

(1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

	支払われるべき金額	金額
① 150 万円以下の場合		3 万円
② 150 万円を超える場合		支払われるべき金額 × 2 %

(2) 上記（1）以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費^(注) 等の上記 1. から 4. 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費

収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

（ 2 1 ） 対物超過修理費用補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者が対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時において、相手自動車と同一の用途車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を対物事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費で、当社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して 6 か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって生じた修理費に限ります。
対物超過修理費用	当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認めた場合において、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対

物賠償条項第 2 条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われる場合において、当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通保険約款対物賠償条項第 10 条（費用）に定める費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費用を対物超過修理費用保険金として支払います。

第 4 条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、普通保険約款対物賠償条項第 5 条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第 5 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次次に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第 6 条（支払保険金の計算）

当会社が、1 回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車 1 台につき支払う対物超過修理費用保険金は、次の算式によって算出した額または 50 万円のいずれか低い額を限度とします。

	相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の
対物超過修理費用 ×	損害賠償責任の額
	相手自動車の価額

第 7 条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、前条に定める保険金の額から超過額^(注1)を差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既に超過額^(注1)の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額^(注2)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

(注 1) 超過額

①の額が②の額を超えるときにおける、その超過額をいいます。

(注 2) 保険金の額

相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

(2) 対物超過修理費用保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第 26 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および同条（2）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第 26 条（2）②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等

第 3 条（保険金を支払う場合）の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第 8 条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第 27 条（保険金の請求）（1）に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 27 条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、被保険者が実際に支出した相手自動車の修理費の明細書および当会社が求めた書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
(3) 第 3 条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
(4) 普通保険約款対物賠償条項第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第 9 条（他の特約との関係）

(1) この保険契約に他車連転厄除補償特約が適用される場合は、同特約第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）（1）(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
(2) この保険契約にファミリーバイク特約（賠償損害）が適用される場合は、同特約第 3 条（保険金を支払う場合）（1）(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
(3) この保険契約にファミリーバイク特約（賠償損害・自損損害）が適用される場合は、同特約第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）（1）(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
(4) この保険契約にファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）が適用される場合は、同特約第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）（1）(注)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第 18 条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（2）当会社は、被保険者^(注)が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、

保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。』

② 第18条(4)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③ 第18条(5)の規定は、適用しません。

④ 第27条(保険金の請求)(5)の規定中「(2)」とあるのは「(2)およびこの特約第8条(保険金の請求)(2)」

⑤ 第27条(8)の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「(2)、(3)、(5)もしくはこの特約第8条(保険金の請求)(2)の書類」

⑥ 第28条(保険金の支払時期)(1)(注1)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3)およびこの特約第8条(保険金の請求)(2)」

⑦ 第31条(時効)の「第27条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(1)」

(22) ファミリーバイク特約(賠償損害)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^(注) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項^(注)を適用します。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項

ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款対人賠償条項第8条(当会社による解決)(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、前条の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第5条(被保険者の範囲)

(1) この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条(被保険者の範囲)および対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子女

(2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、(1)①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者とします。

① 原動機付自転車の運転者

② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者

第6条(ご契約のお車の譲渡の場合)

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第11条(ご契約のお車の譲渡)(2)の規定は適用しません。

第7条(運転者本人・配偶者限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第8条(重大事由による解除に関する特約)

(1) 当社は、普通保険約款基本条項第18条(重大事由による解除)の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。

① (2)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2) 当社は、被保険者^(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。』

② (4)①の規定中「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。

(2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当社は、(1)②の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第18条(重大事由による解除)(4)①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第14条(準用規定)(2)①の規定は適用しません。

「① この特約に基づき保険金を支払うべき損害^(注)。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。」

(23) ファミリーバイク特約(賠償損害・自損傷害)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^(注) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項または自損事故傷害特約が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合ー賠償責任)

(1) 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項^(注)を適用します。

(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項

ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠償保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款対人賠償条項第8条(当会社による解決)(3)③の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注1)の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

(注) 搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
 - ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）、対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）および自損事故傷害特約第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者としします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、(1) ①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 原動機付自転車の運転者
 - ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者

第7条（ご契約のお車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第9条（重大事由に関する特約）

- (1) 当会社は、自損事故傷害特約第15条（準用規定）①の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。
- ① (2) の規定中（注1）の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」および（注2）の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
 - ② (4) ①の規定中「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）」
 - ③ (5) ②の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）」
- (2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当会社は、(1) ②の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）(4) ①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第14条（準用規定）(2) ①の規定は適用しません。
- 【① この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）に基づき保険金を支払うべき損害^(注)。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。】

(24) ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車 ^(注) 以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項^(注)を適用します。
- (注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項
ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
- (2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、普通保険約款対人賠償条項第8条（当会社による解決）(3) ③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注1)の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項^(注2)を適用します。
- (注1) 搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
- (注2) 普通保険約款人身傷害条項
ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車、被保険者の業務^(注1)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注2)を、その使用者の業務^(注1)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
 - ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）、対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）および人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者としします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、(1) ①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 原動機付自転車の運転者
 - ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者

第7条（ご契約のお車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第 11 条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第8条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者年齢限定特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第9条（重大事由による解除に関する特則）

- （1）当会社は、普通保険約款基本条項第 18 条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。
- ①（2）の規定中（注 1）の「対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項」および（注 2）の「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
 - ②（2）（注 3）、（5）②および（5）（注 2）の規定中「被保険者」とあるのは「この特約の被保険者」
 - ③（2）（注 3）および（5）（注 2）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約第 4 条（保険金を支払う場合－人身傷害）」に基づき保険金を支払うべき損害」
 - ④（4）①の規定中「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）」
 - ⑤（5）②の規定中「人身傷害条項または搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約第 4 条（保険金を支払う場合－人身傷害）」
- （2）この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当会社は、（1）④の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 18 条（重大事由による解除）（4）①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第 14 条（準用規定）（2）①の規定は適用しません。
- 「① この特約第 3 条（保険金を支払う場合－賠償責任）に基づき保険金を支払うべき損害（注）。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。」

（25）不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身事故	ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
物損事故	ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
賠償義務者	被害者等が被る被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額^(注1)を被保険者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被保険者が支出する費用をいいます。 ただし、次のいずれかに該当するものがある場合は、その合計額を差し引いた額を限度とします。なお、物損事故の場合、次の①および④の額は差し引きしません。 ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた金額 ② 対人賠償保険等または対物賠償保険等^(注2)によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額 ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④ 労働者災害補償制度によって被害者等が給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注3) ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものである場合は、その取得した額 ⑥ 被害者等に生じた損害の額^(注1)のうち、被害者^(注4)の過失により生じた損害の額 ⑦ ①から⑥までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額^(注5) （注 1）被害者等に生じた損害の額 賠償義務者がこれらの者に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。 （注 2）対物賠償保険等 自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。 （注 3）給付される額 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。 （注 4）被害者 人身事故により生命または身体を害された者および物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者をいいます。 （注 5）超過額 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
被害者等	人身事故により生命または身体を害された者^(注)またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者をいいます。 （注）人身事故により生命または身体を害された者 人身事故により生命または身体を害された者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
リコール等	次のいずれかに該当する制度をいいます。 ① 自動車製作者等^(注)が製作し、または輸入した同一型式の一定の範囲の自動車の構造、装置または性能が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合しなくなるおそれがある状態または適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計または製作の過程にあると認める場合において、その旨を国土交通大臣に届け出てその自動車を回収し、無料で修理を行う制度 ② 自動車製作者等^(注)が製作し、または輸入した同一型式の一定の範囲の自動車の構造、装置または性能が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合しているが、安全上または公害防止上放置できなくなるおそれがある状態または放置できないと判断される状態にあり、かつ、その原因が設計または製作の過程にあると認める場合において、その旨を国土交通大臣に届け出てその自動車を回収し、無料で修理を行う制度 （注）自動車製作者等 ご契約のお車の製作または輸入を行った者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項が適用されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと。
 - ② ご契約のお車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
ア. リコール等
イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
ウ. アまたはイと同等のその他の客観的事実
 - ③ この特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解^(注)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。
- (注) 裁判上の和解
民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動^(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 台風、洪水または高潮
 - ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競走もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
 - ⑨ ご契約のお車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車牽引すること。
 - ⑩ ご契約のお車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故
- (注1) 法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競走もしくは曲技
競走または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注8) 業務
家事を除きます。
- (注9) 空港
飛行場およびヘリポートを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限りです。
- (注) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、ご契約のお車の所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用している場合に、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済費用

- を負担することによって被る損害に対しては、(1) ⑤の規定を適用しません。
- (注) 所有者
次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者
- (3) 当会社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損した場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第6条（被保険者の範囲）

- この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① 次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者
ア. 記名被保険者
イ. 記名被保険者の配偶者
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
オ. アからエまでの者で、記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の者。ただし、業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
 - ② ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のお車の所有者

第7条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1）①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第10条（支払保険金の計算）(1)および(2)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに同条(3)②に定める人身救済臨時費用の額が増額されるものではありません。

第8条（当会社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当会社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第9条（費用）

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ② 人身事故または物損事故に關して被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。
- (2) 第3条（保険金を支払う場合）①から③までのすべてに該当する人身事故において、第1条（用語の定義）被害者救済費用の定義に規定する被害者等との間の合意が成立していた場合であって、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「人身救済臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額を限度とします。

人身事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額	+	前条（1）①の費用	=	保険金の額
------------------------------------	---	-----------	---	-------

(2) 1回の物損事故^(注)につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の対物賠償保険金額を限度とします。

物損事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額	+	前条（1）①の費用	=	保険金の額
------------------------------------	---	-----------	---	-------

- (注) 1回の物損事故
同一の偶然な事故（ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故をいいます。）によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条（1）②の費用
 - ② 前条（2）の人身救済臨時費用。ただし、1回の人身事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。

第11条（損害発生時の義務）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべき者がいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠

償義務者に対して、被害者救済費用が賠償義務者となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であることおよび被保険者が負担する被害者救済費用の額を上限として被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が取得することについて書面により通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等と間の合意により確定した時から発生し、これを行便することができるとします。

(2) 被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(2)⑩の書類または証拠として、次に定めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故報告書

② 第1条(用語の定義)被害者救済費用の定義に規定する被害者等と間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面

③ 前条(1)に規定する通知書面

第13条(普通保険約款との関係)

当会社は普通保険約款対人賠償条項第5条(被保険者の範囲)または対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)の規定に該当する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(2) (1)において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

① 第18条(重大事由による解除)(2)の注1の規定中「または搭乗者傷害条項」とあるのは「もしくは搭乗者傷害条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と読み替えます。

② 第18条(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と読み替えます。

③ 第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(2)の規定を、次のとおり読み替えます。

〔(2)の(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① この特約(注)に関しては、損害の額

② この特約第9条(費用)(2)の人身救済臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注) この特約

この特約第9条(費用)(2)の人身救済臨時費用を除きます。〕

④ 第33条(代位)の規定中「損害」とあるのは「費用」と読み替えます。

(3) (1)において、この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合、(2)①から③までの規定にかかわらず、この特約については、同特約の規定を以下のとおり適用します。

① 第1条(用語の定義)相手自動車の定義の規定中「被保険者が対物事故」とあるのは「物損事故」と読み替えます。

② 第3条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対物賠償条項第2条(保険金を支払う場合)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第3条(保険金を支払う場合)」、「普通保険約款対物賠償条項第10条(費用)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第9条(費用)(1)」と読み替えます。

③ 第4条(被保険者の範囲)の規定中「普通保険約款対物賠償条項第5条(被保険者の範囲)」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第6条(被保険者の範囲)」と読み替えます。

④ 第6条(支払保険金の計算)の規定中「対物事故」とあるのは「物損事故」、「相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額」とあるのは「相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額」と読み替えます。

⑤ 第8条(保険金の請求)(1)の規定中「普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時」とあるのは「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第12条(保険金の請求)(1)に規定する被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等と間の合意により確定した時」と読み替えます。

(26) 新車特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によるもののほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑤ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
新車の市場販売価格相当額	標準的な市場販売価格を提示した当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録 ^(注) 後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時にあって、自動車保険車両標準価格表等にご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、自動車保険車両標準価格表等に記載された初度登録 ^(注) 後1年未満のご契約のお車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。 (注) 初度登録 初度検査を含みます。
新車保険価額	保険契約者または被保険者と当会社にご契約のお車の新車保険価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結の時ににおけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定められます。
新車保険金額	保険証券記載の新車保険金額をいいます。
代替自動車	ご契約のお車の代替として取得する自動車をいいます。
代替自動車の再取得	第10条(復旧義務)(2)①の規定に従い代替自動車を再取得することをいいます。
代替自動車の取得価額	代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。
普通保険約款車両条項の損害の額	普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。

② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されること。

③ この保険契約の満期日がご契約のお車の初度登録^(注)から61か月以内の日であること。
(注) 初度登録
初度検査を含みます。

第3条(新車保険金額の設定)

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、新車保険価額を新車保険金額として定めるものとします。

(2) 普通保険約款基本条項第12条(ご契約のお車の入替)(1)のいずれかの場合において、この保険契約の満期日が新規取得自動車または所有自動車の初度登録^(注)から61か月以内の日であって、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、(1)の規定により同条項第12条(1)に定める新規取得自動車または所有自動車の新車保険価額を定め、その価額に新車保険価額および新車保険金額を変更するものとします。

(3) (2)の場合において、この保険契約の満期日が新規取得自動車または所有自動車の初度登録^(注)から61か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。

(注) 初度登録

初度検査を含みます。

第4条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第5条(損害額の決定)

当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます)は、普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 第10条(復旧義務)(2)①の規定に従い、代替自動車の再取得を行った場合
ア、代替自動車の取得価額が新車保険価額以下の場合は、新車保険価額
イ、代替自動車の取得価額が新車保険価額を下回る場合は、代替自動車の取得価額。ただし、普通保険約款車両条項の損害の額を下回らないものとします。

② 第10条(2)②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理した場合は、次の算式によって算出される額とします。ただし、新車保険価額を限度とします。

$$\boxed{\text{次条に定める修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

第6条(修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるとき、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、新車保険金額を限度とします。
- ① 第10条（復旧義務）(2) ①の規定に従い、代替自動車の再取得を行った場合は、第5条（損害額の決定）①の規定により決定される損害の額
 - ② 第10条（2）②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理した場合は、第5条②の規定により決定される損害の額
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が、第10条（復旧義務）の復旧を行わなかった場合、または復旧を行う意思がないことを当会社に申し出た場合は、当会社は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）(1)の規定に従い、保険金を支払います。

第8条（新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合）

事故の発生に際して、当会社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、当会社は、第5条（損害額の決定）、前条および次条の規定の適用においては、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。

第9条（車両全損時臨時費用保険金）

- (1) 当会社の保険金を支払うべき損害が第7条（支払保険金の計算）(1) ①の場合は、1回の事故につき新車保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。なお、当会社は、臨時費用保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）(1)に定める臨時費用保険金は支払いません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第7条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が新車保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

第10条（復旧義務）

- (1) 被保険者は、次のいずれかに該当する場合であって、第7条（支払保険金の計算）(1)の規定による保険金の支払を受けようとするときは、ご契約のお車の復旧を行わなければならないとします。
- ① ご契約のお車の損傷を修理することができない場合
 - ② 修理費が協定保険価額以上となる場合
 - ③ ①および②以外の場合であって、普通保険約款車両条項の損害の額が新車保険金額の50%以上となるとき。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じているときに限ります。
- (2) (1)の復旧とは、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に、次のいずれかを行うことをいいます。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧に要する期間につき、これを変更することができます。
- ① 次のいずれかに該当する者が代替自動車を再取得^(注)すること。
 - ア. ご契約のお車を所有する者
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主
 - ウ. 記名被保険者
 - エ. 記名被保険者の配偶者
 - オ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ② 被保険者がご契約のお車の損傷を修理すること。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)に規定する復旧を行った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければならないとします。
- (注) 再取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

第11条（新車保険価額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の新車保険価額を定めるに際し、当会社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社が事実を正確に告げなければならないとします。

第12条（適用除外）

当会社は、ご契約のお車の盗難によって生じた損害に対しては、第7条（支払保険金の計算）の規定を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が生じたときを除きます。

第13条（保険金の請求）

- 被保険者がこの特約の規定による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）(2) ⑩の書類または証拠として、次に定めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 第7条（支払保険金の計算）(1)の規定による保険金の請求に関しては、第10条（復旧義務）の復旧の事実を確認できる書類または証拠
 - ② 第7条（2）の規定による保険金の請求に関しては、第10条の復旧を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第14条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社は、普通保険約款車両条項第15条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、代替自動車の再取得を行ったことにより当会社が保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転

しません。

第15条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この保険契約に普通保険約款基本条項第13条（入替自動車の自動補償）が適用される場合、同条（1）(注)に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、同特約第4条（保険金を支払う場合—車両損害）(1) (注2)の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えます。

- ① 第18条（重大事由による解除）(4) ②の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2) ③の規定中「車両条項^(注3)」とあるのは「この特約^(注3)」、同条（2）④の規定中「車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）」とあるのは「この特約第9条（車両全損時臨時費用保険金）」、同条（2）(注3)の規定中「〔注3〕車両条項 車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます。」とあるのは「〔注3〕この特約 この特約第9条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます。」

（27）自転車運転者損害賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 ^(注1) をいいます。ただし、その使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用または管理しているものを除きます。 (注) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車ならびに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める原動機付自転車に該当するものを除きます。
対人事故	自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	自転車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において、対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③からのまでの事由に隣伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 自転車を競技もしくは曲技^(注5)のために使用すること、または自転車を競技もしくは曲技^(注5)を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
 - ⑩ 自転車で危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または自転車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を引き引すること。
 - ⑪ 自転車空港^(注9)内で使用している間に生じた事故
- (注1) 法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注8) 業務
家事を除きます。
- (注9) 空港
飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合には、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自転車^(注2)を運転している場合
 - ② 自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等自転車を取り扱う業務として受託した自転車を運転している場合
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 所有する自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自転車を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子
 - ③ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
- (注) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合—その1）(1)①の規定を除きます。
- (2) (1)の規定によって、第12条（支払保険金の計算）(1)および(2)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条（当会社による援助）

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第9条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対人事故もしくは対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續^(注)を行います。
- (注) 訴訟の手續
弁護士を選任を含みます。
- (2) (1)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續には、自転車に生じた損害にかかわる自転車の所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。
- (3) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力し

- なければなりません。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 対人事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、対人事故または1回の対物事故につき当会社がこの特約および普通保険約款基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えるとき認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)⑤に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの特約および普通保険約款基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- (注) 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第11条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注1)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第24条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続するために要した費用
 - ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のなことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 偶然な事故によって自転車に積載していた動産^(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取片づけ費用

- ⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二關スル法律（明治32年法律第40号）の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法（昭和27年法律第180号）第58条（原因者負担金）等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用
- ⑥ 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）（3）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （注1）費用
収入の喪失を含みません。
- （注2）自転車に積載していた動産
法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第12条（支払保険金の計算）

- （1）1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

 + 前条①から③までの費用 = 保険金の額
- （2）1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の対物賠償保険金額を限度とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

 + 前条①から⑤までの費用 -

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額

 = 保険金の額
- （3）当会社は、（1）および（2）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条⑥および⑦の費用
- ② 第9条（当会社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第13条（仮払金および供託金の貸付け等）

- （1）第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次に定める保険金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上記のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付られると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- ① 生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額^(注1)
- ② 1回の対物事故につき、保険証券記載の対物賠償保険金額^(注2)
- （注）保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （2）（1）により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- （注）供託金
利息を含みます。
- （3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書、前条（1）ただし書および（2）ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注3)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- （注）供託金
利息を含みます。
- （4）（1）の供託金^(注1)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注1)の限度で、（1）の当会社の名による供託金^(注1)または貸付金^(注2)が保険金として支払われたものとみなします。
- （注1）供託金
利息を含みます。
- （注2）貸付金
利息を含みます。
- （5）普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第14条（先取特権）

- （1）対人事故および対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。
- （注）保険金請求権
第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者

- が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （3）保険金請求権^(注3)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注3)を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）保険金請求権
第11条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第11条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第16条（運転者本人・配偶者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第17条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。
- ① 第18条（重大事由による解除）の規定中（2）（注1）の「対人賠償条項、対物賠償条項」および（4）①の「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「この特約」、（4）（注）および（5）（注1）の規定中「対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）」とあるのは「この特約第11条（費用）」と読み替えます。
- ② 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）①の規定中「対人賠償条項（注1）および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ③ 第27条（保険金の請求）（1）①の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ④ 第27条（2）④の規定は適用しません。
- ⑤ 第27条（2）⑤の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ⑥ 第27条（2）⑥の規定中「対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ⑦ 第27条（2）（注1）の規定中「この契約のお車」とあるのは「自転車」と読み替えます。
- ⑧ 第30条（損害賠償額の請求および支払）（1）の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。
- ⑨ 第30条（1）⑦の規定中「対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ⑩ 第30条（6）の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）①から⑤まで、対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）①から④までは同条（6）①から③まで」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）①から⑤までまたは同条（6）①から③まで」と読み替えます。
- ⑪ 第32条（損害賠償額請求権の行使期限）の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。

（28）車両保険の免責金額に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項交付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）②の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等^(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合

に限りです。
(注) 登録番号等
登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を出しできない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を出しできない相当の理由があるときは、被保険者は、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② ご契約のお車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

（29）保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払込保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が事故した後であっても、当会社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定にかかわらず、同条項第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。
 - ① 保険料が追加となる場合
当会社は、差額保険料^(注1)を一括して請求します。
 - ② ①以外の場合
ア. 差額保険料^(注1)が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合
当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。
$$\text{危険が減少した時以前に適用した分割保険料の額} - \text{差額保険料}^{(注1)} \text{に変更確認した分割保険料の額} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア以外の場合
差額保険料^(注1)から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。
(注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
(注2) 未払保険料相当額
危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数に乗じた金額をいいます。
(注3) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。
(2) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(2)の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

- ① 保険料が追加となる場合
当会社は、差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。
- ② ①以外の場合
ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注3)よりも小さい場合
当会社は、保険料変更日^(注4)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。
$$\text{危険が減少した時以前に適用していた分割保険料の額} - \text{差額保険料}^{(注1)} \text{に危険の減少が生じた時}^{(注2)} \text{までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア以外の場合
当会社は、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注3)を差し引いた額を一括して返還します。
(注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
(注3) 未払保険料相当額
危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注4)を含めてその日以降に到来する払込期日の数に乗じた金額をいいます。
(注4) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。
(3) 分割保険料および(1)①または(2)①の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (1)①または(2)①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注5)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(5) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定にかかわらず、同条項第11条（ご契約のお車の譲渡）(1)、第12条（ご契約のお車の入替）(1)または第13条（入替自動車の自動補償）(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。
 - ① 保険料が追加となる場合
当会社は、差額保険料^(注1)に未經過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。
 - ② ①以外の場合
ア. 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合
当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。
$$\text{変更日}^{(注4)} \text{以前に適用していた分割保険料の額} - \text{差額保険料}^{(注1)} \text{に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア以外の場合
差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。
(注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
(注2) 未払保険料相当額
変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数に乗じた金額をいいます。
(注3) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。
(注4) 変更日
普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）(1)、第12条（ご契約のお車の入替）(1)または第13条（入替自動車の自動補償）(1)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。
(6) 当会社が(5)①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日^(注5)からその日を含めて14日以内に、(5)①の追加保険料を払い込まなければなりません。
(注) 変更日
普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）(1)、第12条（ご契約のお車の入替）(1)または第13条（入替自動車の自動補償）(1)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。
(7) (6)に定める期間内に(5)①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (6) に定める期間内に (5) ①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません^(注2)。

(注) 普通保険約款基本条項第13条(入替自動車の自動補償)の規定に基づき入替自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条(2)の取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対してはこの規定を適用します。

(9) 普通保険約款基本条項第20条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (9)の規定にかかわらず、当会社は、(1)、(2)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要がありますとは、以下のとおりとします。

- ① 保険料が追加となる場合
当会社は、差額保険料^(注1)に未経過期間に対応する月割利率を乗じた額を一括して請求します。
- ② ①以外の場合
ア、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割利率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さい場合
当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

契約条件変更日^(注4) 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割利率を乗じた額を差し引いた額を $\frac{\text{分割保険料の額}}{\text{払込回数}}$ により算出した額に変更します。

イ、ア以外の場合
差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割利率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

(注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

(注2) 未払保険料相当額
契約条件変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

(注3) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(注4) 契約条件変更日
保険契約の条件の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(10) 当会社が(9)①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日^(注2)からその日を含めて14日以内に、(9)①の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日
(9)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(11) (10)に定める期間内に(9)①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のお車について適用される特約に従い、保険金を支払いません。

第8条 (分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料日込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (当会社による保険契約の解除・分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日^(注2)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (注) 次回払込期日
翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。ただし、同条(2)の場合を除きます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日^(注2)
- (注) 次回払込期日
翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。

第10条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 普通保険約款基本条項第21条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)の規定

- 中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ② 普通保険約款基本条項第23条(保険料の返還・解除・解約の場合)(1)の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ③ 普通保険約款基本条項第23条(2)の規定中「年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期利率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年額保険料に既経過期間に対してこの特約の別表に掲げる月割利率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ④ 運転者本人・配偶者限定特約第4条(追加保険料の請求)の規定
ア、「短期利率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割利率」
イ、「[注] 差額保険料 この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「[注] 差額保険料 この保険契約に適用されている年額保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」
- ⑤ 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約第4条(追加保険料の請求)の規定
ア、「短期利率」とあるのは「この保険契約の別表に掲げる月割利率」
イ、「[注] 差額保険料 この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「[注] 差額保険料 この保険契約に適用されている年額保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」
- (2) 普通保険約款基本条項第20条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)の規定は適用しません。

別表 月割利率表

既経過期間・未経過期間	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
月割利率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

(30) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書の記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)①、(2)①、(5)①または(9)①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条 (追加保険料の払込方法等)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)①、(2)①、(5)①または(9)①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条 (保険料分割払特約の準用)

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定中「(1)①または(2)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内」とあるのは「保険料変更日までに」
- ② 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定中「[変更日]からその日を含めて14日以内に、(5)①の追加保険料」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
- ③ 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(7)および(8)の規定中「(5)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」
- ④ 保険料分割払特約第7条(保険料の変更、返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(9)の規定中「(5)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」

場合) (10) の規定中「契約条件変更日」(注) からその日を含めて 14 日以内に、(9) ①の追加保険料等」とあるのは「保険料変更日までに第 1 回分割追加保険料を」

- ⑤ 保険料分割払特約第 8 条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」
- ⑥ 保険料分割払特約第 9 条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

(31) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) ②、(5) ②または(9) ②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第 2 条（追加保険料の払込方法等）(1) の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第 2 条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括払保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第 3 条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第 4 条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または同条項第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) もしくは(7) の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、(1) の規定にかかわらず、以下のとおりとします。
- ① 第 1 回分割保険料または追加保険料(注) をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第 1 回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第 5 条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または同特約第 7 条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) もしくは(7) の規定は適用しません。
- ② 第 2 回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第 9 条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）(1) または保険料分割払の追加保険料に関する特約第 3 条（保険料分割払特約の準用）⑥ の規定を適用します。
- (注) 追加保険料
- (5) の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合のその未払込保険料を含みます。
- (3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- (4) 当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1) および(2) の規定は適用しません。
- ① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収(注)できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- (注) 領収
- 当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。
- (5) 当会社が第 2 回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行う前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払込保険料の全額を請求日(注)までに一時に当会社に払い込まなければなりません。また、この場合、保険契約者が請求日(注)までに未払込保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。
- ① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険

金を支払いません。

(注) 請求日

当会社が請求した日をいいます。

第 4 条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第 1 回分割保険料または追加保険料(注1)についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時(注2)以後、普通保険約款基本条項第 5 条（保険責任の始期および終期）(3)、第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、同条(8)、同条(11)の規定および前条(5) ②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注1) 追加保険料
- 前条(5)の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合のその未払込保険料を含みます。
- (注2) 保険料の払込みを承諾した時
- 保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。
- (2) 当会社は、前条(4)の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

第 5 条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第 3 条（保険料の払込み）(4) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。
- (2) (1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第 5 条（保険責任の始期および終期）(3)、第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、同条(8)、同条(11)の規定および第 3 条（保険料の払込み）(5) ②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第 6 条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社が前条(1)の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第 19 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。ただし、③の場合において同条(2)に該当するときはを除きます。
- ① 一括払保険料または第 1 回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日
- ② 追加保険料または第 3 条（保険料の払込み）(5)の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時
- ③ 第 2 回目以降の分割保険料または第 2 回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第 7 条（保険料返還の特則）

普通保険約款基本条項第 20 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、同条(2)、同条(5)、同条(9)、第 21 条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)、第 23 条（保険料の返還－解除・解約の場合）(1)、同条(2)およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収(注)したことを確認した後保険料を返還します。ただし、第 5 条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第 8 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(32) 保険証券の不発行に関する特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第 3 条（保険証券の不発行）

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第 4 条（保険証券記載事項の適用）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に提示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条（保険証券の請求および発行）

- (1) 保険契約者は、第3条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。
- (2) 当会社は、(1)の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。
- (3) (1)の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条（保険証券記載事項の適用）および前条の規定は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（33）スマート継続手続特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続意思表示	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、この保険契約を継続する旨の意思表示をいい、第5条（この特約による継続契約の内容）に定めるところにより、当会社が通知した継続契約の内容をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結する保険契約をいいます。
継続契約の保険料	保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
継続通知書	所要の事項を記載した継続通知書をいいます。
保険料払込期日	継続契約の保険期間の初日の前日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（この特約による継続契約の取扱い）

- (1) 当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合、次のいずれかの方法により、その旨を継続通知^(注1)により通知します。
- ① 継続通知書を保険契約者にあてて送付すること。
- ② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
- (2) (1)の継続通知^(注1)に対し、意思表示期限^(注2)までに、保険契約者から当会社に継続意思表示がある場合には、継続契約が締結されるものとします。
- (3) (1)および(2)の規定によって継続契約が締結された場合には、当会社は、保険証券を保険契約者に交付します。
- (注1) 継続通知
この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類等をいいます。
- (注2) 意思表示期限
この保険契約の保険期間の末日の前日までとします。

第4条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者^(注)になる者は、継続契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (注) 記名被保険者
普通保険約款車両条項においては、被保険者となります。
- (2) (1)に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

第5条（この特約による継続契約の内容）

- (1) 第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定による継続契約の保険契約条件は、(2)から(5)までに定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における保険契約条件と同一とします。
- (2) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合、当会社と保険契約者または被保険者は、当会社が、継続契約の保険期間の初日におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月^(注)の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を車両の保険金額として定めるものとします。また、免責金額が、当会社の定める引受可能な免責金額に該当しない場合は、当会社の定める免責金額のうち、最も低い免責金額とします。
- (注) 初度登録年月
ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
- (3) この保険契約にクレジットカードによる保険料払込みに関する特約または保険料分割払特約が適用されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をこれらの方法により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用された特約について、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。
- (5) 制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があった場合において、制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があった日以後に第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定によりこの保

険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その保険期間の初日における制度または料率等^(注1)が適用されるものとします。

- (注1) 制度または料率等
普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。
- (注2) 改定
この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第6条（保険料の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第7条（継続契約保険料払込み前の事故）

- (1) 保険契約者は、第3条（この特約による継続契約の取扱い）(2)の継続意思表示を行った場合には、継続契約の保険料を、継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日以内に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料を継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日までに払い込んだ場合には、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第8条（継続契約保険料不払による契約の解除）

- (1) 当会社は、前条(1)の保険料^(注)が継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した後も、その払込みがない場合には、継続契約の保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (注) 保険料
保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用する用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
か 記名被保険者	ご契約のお車・バイクを主に運転される方で、対象契約の保険証券記載の被保険者をいいます。
継続契約	当会社にて2年以上続けて契約された対象契約をいいます。
ご契約のお車・バイク	対象契約により保険の対象となる、対象契約の保険証券記載のお車またはバイクをいいます。
さ サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
自宅	記名被保険者の居住住所をいいます。
G P S	地球の周囲軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
自力走行不能	物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によりスリップまたはスタックした状態、および泥道や砂浜等のために走行が困難な状態は含みません。
た 対象契約	ロードサービスの対象となる保険契約をいい、当会社の総合自動車保険または総合バイク保険のご契約となります。
当会社	三井ダイレクト損害保険株式会社をいいます。
は 被保険者	対象契約により補償を受けられる方をいいます。
保険証券記載	対象契約にe サービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、対象契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面への表示を含みます。
ろ ロードサービスセンター	当会社が別に定める、ロードサービスの受付窓口をいいます。
ロードサービス提供者	ジャパンアシストインターナショナル株式会社（※）をいいます。 （注）ジャパンアシストインターナショナル株式会社 保険契約者等に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。

I. ロードサービス全般に関する事項

1. ロードサービス利用規約

本利用規約は、当会社が提供するロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ本サービスの提供を受けることができます。

2. ロードサービスの概要

本サービスでは、以下のサービスを提供します。各サービスの詳細は、「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。

- （1）レッカーサービス
- （2）車両トラブル緊急対応サービス
- （3）故障電話相談サービス
- （4）ガソリンスタンド案内サービス
- （5）レンタカー案内サービス
- （6）安心車検紹介サービス
- （7）携帯電話GPS位置情報サービス
- （8）ガソリン10リットルサービス
- （9）レンタカー12時間サービス

3. ロードサービスの対象車両

- （1）本サービスの対象車両は、「車両保険」のセット有無に関わらず、対象契約におけるご契約のお車・バイクとなります。
- （2）「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「ファミリーバイク特約」（「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」）の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車・バイク以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。
- （3）対象契約の普通保険約款の規定にしたがい、ご契約のお車・バイクの入替が行われた場合、入替後の自動車またはバイクをご契約のお車・バイクとして、本利用規約を適用します。

4. ロードサービスの利用者の対象範囲

- （1）本サービスの利用者の対象範囲は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車・バイクに搭乗中の方（※1）となります。ただし、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用者の対象範囲に含まれません。

- ①反社会的勢力（※2）に該当すると認められる場合
- ②反社会的勢力（※2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- ③反社会的勢力（※2）を不当に利用していると認められる場合
- ④法人である場合において、反社会的勢力（※2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- ⑤その他反社会的勢力（※2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
（注1）搭乗中の方には、一時的にご契約のお車・バイクから離れている方を含みます。
（注2）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）ご契約のお車・バイクの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車・バイクに搭乗中の方は、対象に含まれません。
- （3）後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」中、「8. ガソリン10リットルサービス」および「9. レンタカー12時間サービス」については、対象契約が継続契約である場合に限りです。

5. ロードサービスの適用対象地域

本サービスの適用対象地域は、日本国内のみとなります。ただし、離島およびレッカー車等の立ち入りが出来ない場所（湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等）では、ロードサービスの手配や提供ができない場合があります。

6. ロードサービスの提供対象期間

- （1）本サービスの提供対象期間は、対象契約の保険証券記載の保険期間となります。
- （2）対象契約締結後であっても、保険期間が開始するまでの期間については、提供対象期間に含まれません。
- （3）対象契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの提供は行いません。また、本サービスの提供を行った後に、対象契約が解除、取消、クーリングオフまたは無効となった結果、対象契約の効力が、本サービス提供時以前から生じなかったものとして取り扱うこととなった場合には、その提供に要した費用は、利用者のご負担となり、サービス実施者またはロードサービス提供者に対する費用をお支払いいただきます。

7. ロードサービスの提供ができない主な場合

- （1）利用者から「ロードサービスセンター」に事前に利用申出のご連絡がない場合は、本サービスの提供はできません。
- （2）以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することはできません。
 - ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (a) 利用者の故意または重大な過失
 - (b) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
 - (c) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (d) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - (e) 上記（d）以外の放射線照射または放射能汚染
 - (f) 上記（b）から（e）までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - (g) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - (h) 航空機または船舶によりご契約されているお車を輸送中の場合
 - (i) エンジン改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - (j) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ② 利用者が、法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車・バイクを運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車・バイクを運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車・バイクを運転している場合
 - ③ 利用者が、競技・曲技のため等にご契約のお車・バイクを使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ④ 利用者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所（※）においてご契約のお車・バイクを使用している場合
（注）自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所
凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。
 - ⑤ ご契約のお車・バイクが、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合（自動車検査証に記載された有効期間が満了している場合を含みます。）
 - ⑥ ご契約のお車・バイクが危険物を積載している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車をご契約のお車・バイクが牽引している場合
 - ⑦ 利用者が、正当な理由なく、後記「8. 利用者の義務」の規定に違反した場合
 - ⑧ 当会社、ロードサービス提供者またはサービス実施者が、地域、時季、気象、道路事情等により本サービスの提供が困難と判断した場合、技術的に本サービス提供が困難と判断した場合、または本サービスの内容、趣旨に照らして本サービスの提供が適当ではないと判断した場合

- ⑨ ロードサービス提供者またはサービス実施者が、利用者の利用頻度が著しく高いと判断した場合、または意図的であると判断した場合
- ⑩ 「ロードサービスセンター」への連絡が一時的に集中したことや利用者の通話音声が悪しく不良な状況等により通話ができない場合

8. 利用者の義務

- (1) 利用者は、本サービスをご利用いただく場合には、必ず事前に「ロードサービスセンター」に利用申出のご連絡いただくことが必要です。利用者が「ロードサービスセンター」に連絡する以前に自らレッカー・修理業者等を手配している場合は、その手配に対応するサービスは提供せず、またその手配に対応する費用等も支払いません。(注)
- (注) 手配に対応する費用等も支払いません。
サービスの提供ができない場合であっても、車両保険の対象となり、保険金をお支払いできる場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。
- (3) 利用者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (4) 利用者は、後記「II. ロードサービス各メニューの内容」の規定において利用者が立て替えることとしている費用については、現地で立て替える必要があります。この場合、利用者は、立て替えた費用について、後日、ロードサービス提供者に対し、領収証等その費用の立替を証明する書類を提出し、費用精算の請求を行うものとします。
- (5) 利用者は、後記「II. ロードサービス各メニューの内容」の規定で定めるサービス範囲を超える費用については、現地で支払わなければなりません。また、本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、その提供に要した費用は、全て利用者のご負担となります。
- (6) 利用者は、警察に届け出が必要な事故に遇っては、警察へ届け出を行い、本サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (7) 利用者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査資料その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。
- (8) 利用者は、本サービスのご利用の際、現場作業に立ち会う必要があります。ただし、負傷などにより立ち会うことができない場合は除きます。

9. ロードサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 対象契約の保険契約者、記名被保険者および利用者は、本サービスの提供に際し、対象契約の契約内容情報や利用者の情報等本サービスの提供に必要な情報を、ロードサービス提供者が利用・登録することに同意するものとします。
- その場合、ロードサービス提供者は、本サービス提供に必要な対象契約の契約内容情報や利用者の情報等を、サービス実施者に提供できるものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、聞き間違いを防ぐ等利用者からの連絡内容の正確な把握による本サービスの適切・円滑な実施、および応対品質向上のため、通話内容を録音・記録・保存します。「ロードサービスセンター」へご連絡をいただく際は、この旨ご了承ください。
- (3) 交通事故、気象状況等により、サービス実施者の手配や到着に時間を要する場合や、本サービスの提供ができない場合があります。時間を要したことや本サービスの提供ができなかったことにより利用者等任何らの損害が発生しても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者にはその責任を負いません。
- (4) 当会社およびロードサービス提供者は、本サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用者等の権利を害さない範囲内で、利用者等が有する権利を取得するものとします。
- (5) ご契約のお車・バイクの貴重品、お荷物の管理は、利用者自身でお願いします。紛失、破損等が生じた場合であっても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 本サービスの内容につき、解釈が分かれる場合や定めのない事項がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (7) 本サービス提供の過程において、ご契約のお車・バイクの車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は一切その責めを負わないものとする旨の書類に、利用者の署名をいただく場合があります。

10. ロードサービス提供時の責任

- (1) 本サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、ロードサービスの提供に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供および本サービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用者とサービス実施者、修理工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時において、ご契約のお車・バイクに高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断により本サービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社もしくはロードサービス提供者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

11. 訴訟の提起と準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) 本利用規約に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

12. ロードサービスの変更・中止・終了

本サービスは、保険契約とは別に、当会社がお客さまサービスとして提供するものです。当会社は、保険契約者等に通知することなく本サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

II. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカーサービス

- (1) 内容
- ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場合、自力走行不能となった場所からロードサービス提供者が指定する修理工場まで、距離の制限なく牽引します。ただし、利用者が修理工場等を指定される場合は、実走距離で50kmを限度に牽引します。50kmを超える牽引費用については有料となります。
- (2) ご利用上のご注意
- 故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、レッカーサービスを提供します。
 - 利用者がJAF会員の場合はJAFへの取次を行います。この場合、ロードサービス提供者が指定する修理工場まで距離無制限で牽引します。利用者が修理工場を指定される場合は実走距離で65kmを限度に牽引し、65kmを超える牽引費用については有料となります。なお、いずれの場合にも、JAFサービス範囲の15kmを超える牽引費用は、一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、当社サービス分について費用精算の請求を行うものとします。
 - ロードサービス提供者が指定する修理工場が休日または営業時間外の場合に限り、サービス実施者が一時的に保管し、翌日以降に修理工場まで牽引します。
 - タイヤの盗難やパンク等により通常のレッカー牽引ができない場合は、サービスの限度額は18,000円（税込）となり、超過分は利用者の負担となります。
 - キーの紛失やキー閉じ込みによるレッカー牽引は、サービス対象外となります。
 - 修理工場等まで牽引したものの、利用者の都合等により、別の修理工場等まで再度レッカーする場合は、サービス対象外となります。
 - 同一のトラブルによって複数回レッカーサービスを利用することはできません。
 - 修理工場等での修理完了までの車両保管料は、利用者の負担となります。

2. 車両トラブル緊急対応サービス

- (1) 内容
- ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが生じた場合に、現場で対応可能な以下の簡易作業を行います。
- キー閉じ込み時の鍵開け
現場で開錠可能な一般シリンダーキーに限りします。
 - バッテリー上がり時のジャンピング
ブースターケーブルをつないでエンジンを再始動させる作業を行います。
 - タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換
ご契約のお車に搭載されているスペアタイヤへの交換作業を行います。
 - 落輪引上げ
落輪の状態にあるご契約のお車・バイクのロープ等による引上げ作業を、20,000円（税込）を限度に行います。
 - 雪道でのスタック時の引き出し作業
積雪路面でスタック（タイヤがスリップまたは空転するなどして動けない状態）した場合は、以下の要件を全て満たすときに限り、走行可能な場所への引き出しを行います。
 - 雪が凍タイヤまたはチェーンを装着している。
 - 利用者自身で一定の除雪作業を行ったにもかかわらず、トラブルが解決しない。
 - トラブル現場が、自宅の駐車場などの通常保管場所ではない。
 - ガス欠時のガソリンお助け
 - 現場に最大10リットルまでガソリン（または軽油）をお届けします。（ガソリンまたは軽油代は有料です。）
 - 電気自動車が発電機になった場合は、「レッカーサービス」の内容に基づき、最寄りの充電施設まで牽引します。対象契約の保険期間中に1回を限度とします。
 - その他、30分程度の簡易作業
上記①～⑥以外で、現場での応急作業が可能な場合における、作業時間30分程度の簡易作業（例えば、バルブ・ヒューズ類の取替え、冷却水の補充等）を行います。
- (2) ご利用上のご注意
- キー閉じ込み時の鍵開けに関して
セキュリティ装置付等特殊な構造のキーの鍵開けや、スペアキーの作成は、サービス対象外となります。
 - バッテリー上がり時のジャンピングに関して
 - 本作業は、対象契約の保険期間中に1回を限度とします。
 - バッテリー交換等の実費は、利用者の負担となります。
 - タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換に関して
 - 総合ペア保険は、サービス対象外となります。
 - スペアタイヤの搭載がない場合またはスペアタイヤの搭載はあるもののスペアタイヤへの交換ができない場合^(注)等は、レッカー牽引を行うがありますが、その場合通常のレッカー牽引ができないケースがあり、その際のサービスの限度額は18,000円（税込）となり、超過分は利用者の負担となります。
(注) 盗難防止用の特殊ナットで特殊工具でなければ作業できない場合や、ナットそのものが損傷して作業できない場合等。
 - 落輪引上げに関して
「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない「転落」の場合、または「横転」の場合は、サービス対象外となります。

- ⑤ 雪道でのスタック時の引き出し作業に関して
総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ⑥ ガス欠時のガソリンお届けに関して
(a) 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
(b) 対象契約が継続契約である場合には、自宅から直線距離で 50Km 以上遠方でガス欠により自力走行不能となったときに、10 リットルまでのガソリンを提供するサービスがあります。詳細は後記「8. ガソリン 10 リットルサービス」に記載のとおりです。
- ⑦ その他、30 分程度の簡易作業に関して
(a) 30 分程度を超える作業や、現場で修理が完了しない作業は、サービス対象外となります。
(b) 事故、故障によるトラブル以外での作業（雪道におけるチェーン脱着、夏タイヤから冬タイヤへの交換等）は、サービス対象外となります。
- ⑧ 部品代等の実費は利用者の負担となり、現地において、利用者ご自身でお支払いいただきます。
- ⑨ 利用者が J A F 会員の場合は、原則として J A F への取次を行い、J A F 会員サービスをご利用いただけます。この場合、上記⑦ (a) および⑧の規定にかかわらず、サービス範囲を超える作業料金・部品代等は、4,000 円（税込）を限度に当会社が負担します。
なお、作業料金・部品代等は、一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、当社サービス分について費用精算の請求を行うものとします。
- ⑩ 発見された盗難車両に関するトラブルは、サービス対象外となります。
- ⑪ 雪道・泥道・砂浜等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合（上記（1）⑤に該当する場合を除きます。）は、サービス対象外となります。

3. 故障電話相談サービス

- (1) 内容
ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが発生した場合、整備士等が電話でご相談を受け、アドバイスを行います。
- (2) ご利用上のご注意
アドバイスで解決できない場合は、「レッカーサービス」や「車両トラブル緊急対応サービス」の内容に基づき対応します。

4. ガソリンスタンド案内サービス

ガソリンスタンドの情報をご案内します。

5. レンタカー案内サービス

- (1) 内容
レンタカーを優待価格（有料）で利用できるレンタカー会社をご案内します。
- (2) ご利用上のご注意
① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② レンタカー会社のご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。

6. 安心車検紹介サービス

- (1) 内容
高品質の車検を優待価格（有料）でご紹介します。
引取・納車サービス、代車サービス、納車時洗車サービス、修理が必要な場合の修理工賃 10%割引の特典があります。
- (2) ご利用上のご注意
① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② 車検業者のご紹介は、車検業者の営業時間内に限ります。

7. 携帯電話 G P S 位置情報サービス

- (1) 内容
ロードサービスをご利用の際、携帯電話に搭載された G P S 機能を使って、事故、故障または車両トラブルの現場等の位置情報をロードサービス提供者に通知することができます。
- (2) ご利用上のご注意
① このサービスを利用されるには、次の条件に同意いただくことが必要です。
(a) このサービスを利用するための通信費などの費用は、利用者の負担となります。
(b) このサービスでは、利用者の位置情報をロードサービス提供者に通知します。ただし、電話番号などの個人情報は通知されません。
(c) 位置情報の精度については、通信事業者のサービスおよび利用者のモバイル端末機種に依存します。また、G P S 機能付きモバイル端末からこのサービスを利用した場合でも、位置測位時の場所や条件により、精度が変化します。
(d) このサービスは、予告なしに内容の変更やメンテナンスのため運用を停止する場合があります。
② 屋内など衛星から捕捉されない場所では、最寄りの基地局情報となる場合があります。
③ NTT docomo、au、SoftBank の 3 キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種があります。

8. ガソリン 10 リットルサービス

- (1) 内容
自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクがガス欠により自力走行不能となった場合、ガス欠の現場へ急行し、10 リットルまでのガソリン（または軽油）をお届けします。
- (2) ご利用上のご注意
① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。
② このサービスは、対象契約の保険期間中に 1 回を限度とします。

- ③ 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
- ④ 一般道路・高速道路いずれでも利用可能ですが、利用者ご自身で調達可能な場所（例：高速道路のサービスエリア内）では対象外となります。
- ⑤ ご契約のお車・バイクがガス欠となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、ガソリンのお届けはしますが、ガソリン代については利用者の負担となります。
- ⑥ 車種によっては燃料タンクの容量が 10 リットル未満の場合がありますが、その場合は、燃料タンク容量内でのご提供となります。

9. レンタカー 12 時間サービス

- (1) 内容
自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合に、レンタカー会社をご案内し、レンタカー代（5 ナンバー車）を 12 時間を限度に当会社が負担します。
- (2) ご利用上のご注意
① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。また、総合バイク保険は、サービス対象外となります。
② レンタカー会社のご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。
③ このサービスの対象となるレンタカーの借り入れに際しては、利用者ご自身が、「ロードサービスセンター」がご案内したレンタカー会社との間で、近隣の営業所の有無やレンタカーの空き状況等を確認のうえ、直接手配いただきます。
④ レンタカー代は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。また、乗り捨てされた場合の料金や、免責補償制度の保険料、ガソリン代、高速通行料は利用者の負担となります。
⑤ このサービスの対象となる車種は、5 ナンバーのセダントypeとします。より高いクラスを利用した場合、超過した額は利用者の負担となります。
⑥ このサービスは、事故または故障の当日または翌日における、事故または故障が生じた場所からの利用の場合に限ります。
⑦ ご契約のお車に事故または故障が生じた場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合は、レンタカーを割引価格でご案内しますが、レンタカー代は利用者の負担となります。
⑧ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りしますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。）

＜特約一覧＞

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 運転者本人・配偶者限定特約	本人・配偶者限定特約	32
(2) 運転者本人限定特約	本人限定特約	32
(3) 運転者年齢限定特約	運転者年齢条件 21 歳以上補償	32
	運転者年齢条件 26 歳以上補償	32
	運転者年齢条件 35 歳以上補償	32
(4) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約	表示されません ※（3）運転者年齢限定特約をセットされたご契約には自動セットされております。	32
(5) 自損事故傷害特約	自損事故傷害特約	33
(6) 無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	34
(7) 人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約	搭乗中のみ補償特約	36
(8) ファミリー一般傷害特約（家族型）	ファミリー傷害特約 ワイドタイプ（家族型）	36
(9) ファミリー一般傷害特約（夫婦型）	ファミリー傷害特約 ワイドタイプ（夫婦型）	39
(10) ファミリーアウトドア傷害特約（家族型）	ファミリー傷害特約 アウトドアタイプ（家族型）	41
(11) ファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）	ファミリー傷害特約 アウトドアタイプ（夫婦型）	43
(12) 搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約	搭乗者傷害 W ケア（搭乗医療倍額支払特約、搭乗育児費用補償特約）	46
(13) 搭乗者傷害の育児費用補償特約	※左記の 2 特約の総称です。左記「搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約」と「搭乗者傷害の育児費用補償特約」はセットでご契約いただきます。	46
(14) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭乗死亡等対象外特約	46
(15) 車両危険限定補償特約	限定タイプ 車両危険限定補償特約	47
(16) レンタカー費用補償特約（実損払）	レンタカー費用特約	47
(17) 事故付随費用補償特約	事故付随費用補償特約	48
(18) 身の回り品補償特約	身の回り品補償特約	49
(19) 他車運転危険補償特約	他車運転特約	50
(20) 自動車事故弁護士費用等補償特約	弁護士費用補償特約	51
(21) 対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用特約	54
(22) ファミリーバイク特約（賠償損害）	ファミリーバイク特約（賠償タイプ）	55
(23) ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）	ファミリーバイク特約（賠償・自損傷害タイプ）	55
(24) ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）	ファミリーバイク特約（賠償・人身傷害タイプ）	56
(25) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	被害者救済費用特約	57
(26) 新車特約	新車特約	59
(27) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	自転車賠償特約	60
(28) 車両保険の免責金額に関する特約	車対車免責ゼロ特約	62
(29) 保険料分割払特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	63
(30) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	64
(31) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	65
(32) 保険証券の不発行に関する特約	e サービス（証券不発行）特約	65
(33) スマート継続手続特約	表示されません ※すべてのご契約に自動セットされております。	66